

松戸市環境基本計画 (案)

〇〇〇〇(令和〇)年〇月

松戸市

はじめに

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方.....	1
1.1 計画策定の趣旨.....	1
1.2 計画の基本的事項.....	3
1.3 前計画から本計画への流れ.....	6
第 2 章 松戸市の環境の現状と課題.....	9
2.1 市の概要.....	9
2.2 市の環境の現状と課題.....	17
第 3 章 めざすまちの将来像と基本目標等.....	43
3.1 めざすまちの将来像.....	43
3.2 基本目標等.....	44
3.3 施策の体系.....	46
第 4 章 施策と取組.....	48
4.1 地球温暖化対策の推進.....	48
4.2 資源循環型社会の構築.....	54
4.3 自然環境の保全と生き物との共生.....	58
4.4 安全・安心で快適な生活環境の保全.....	63
4.5 環境学習と環境活動の推進.....	66
第 5 章 計画の推進と進捗管理.....	71
5.1 計画の推進体制.....	71
5.2 計画の進捗管理方法.....	71
資料編.....	資 1

～凡例～

- 年（年度）の表記は、原則として西暦を使用し、公的文書の引用等の場合は和暦を使用しています。
- 原則として、「年」とあるものは暦年（1 月から 12 月）を、「年度」とあるものは会計年度（4 月から翌年 3 月）を指します。
- 単位の繰り上げは、原則として、四捨五入によっています。単位の繰り上げにより、内数の数値の合計と合計欄の数値が一致しないことがあります。
- 構成比（％）についても、単位の繰り上げのため合計が 100 とならない場合があります。

第1章 計画の基本的な考え方

1.1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

本市では、1998年4月に策定した「松戸市環境計画」（以下『前計画』といいます。）に基づき、市民・事業者及び市が一体となって、様々な環境施策に取り組んできました。

前計画の策定以降、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。国際的な動きとしては、2015年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、気候変動対策の国際的枠組である「パリ協定※」が採択され、翌年発効しました。また、2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において示された持続可能な開発目標（SDGs）をもとに、国際的に協力しながら、様々な取組が進められています。さらに、気候変動の深刻化、東日本大震災を契機とするエネルギー問題、食品ロスやプラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の減少なども顕在化しています。

松戸市においては、人口の増加や都市化に伴う緑の減少、人々の暮らし方に起因する環境問題がありますが、一方で、里山の保全など、市民を中心とした環境活動も盛んに行われています。

環境問題は、私たちの行動にも大きく関わるものであり、将来世代により良い環境を引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境に配慮するとともに、市民・事業者及び市が連携して取組を進めることが重要です。

そこで、各主体の環境に配慮した行動指針を示すものとして、本市の環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、「松戸市環境基本計画」（以下『本計画』という。）を策定します。

※パリ協定：京都議定書以来18年ぶりに採択された、新たな法的拘束力のある気候変動対策に関する国際的な合意文書。国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などが掲げられています。

コラム

SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2030年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

その中核をなす17の持続可能な開発目標SDGsは、経済、社会、環境の三つの側面のバランスのとれた、持続可能な開発をめざすものであり、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性など環境に関わる目標も重要な位置づけとなっています。



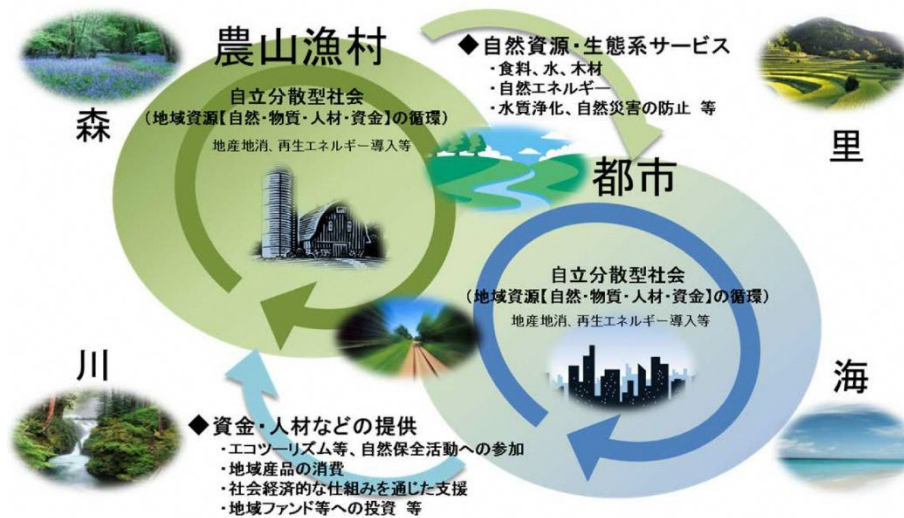
出典：国際連合広報センター

(2) 国・千葉県における環境施策の動向

国で2018年4月に閣議決定された「第五次全国環境基本計画」では、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

コラム

地域循環共生圏



第五次全国環境基本計画では、「持続可能な開発目標」（SDGs）や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

出典：環境省ウェブサイト 一部抜粋

千葉県では、第三次となる千葉県環境基本計画を2019年3月に策定し、「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』」を目指す将来の姿とし、「1.地球温暖化対策の推進」、「2.循環型社会の構築」、「3.豊かな自然環境の保全と自然との共生」、「4.野生生物の保護と適正管理」、「5.安全で安心な生活環境の保全」の5つの基本目標を掲げ、分野横断的に施策を展開し、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指すこととしています。

1.2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「松戸市総合計画」を上位計画とし、効果的に計画を推進するため、市内の関連する計画と相互に整合を図っていきます。

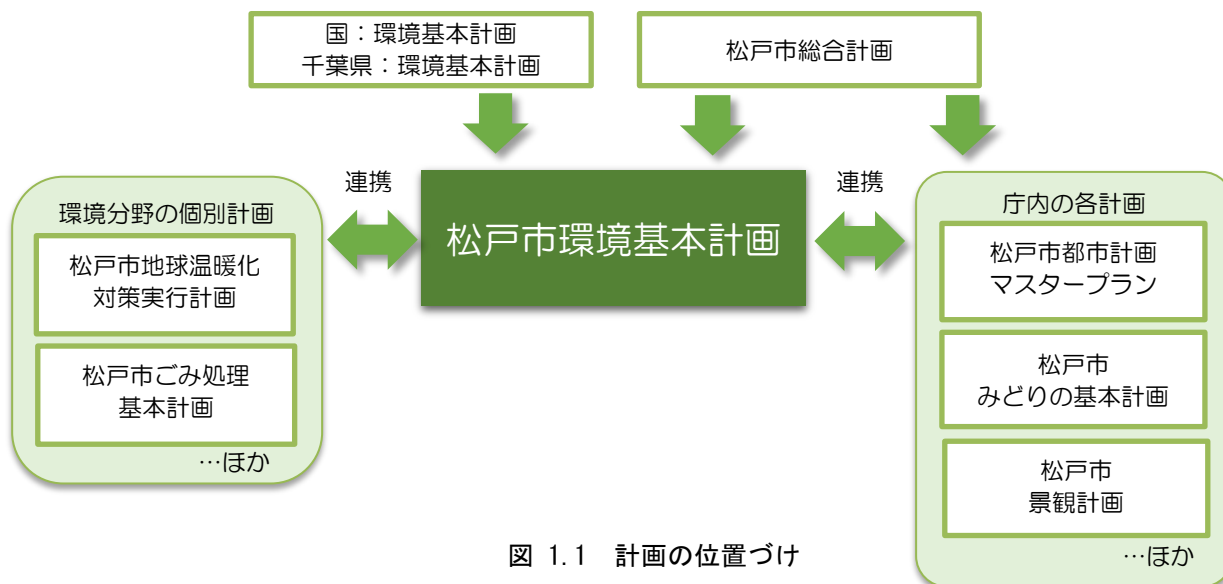


図 1.1 計画の位置づけ

(2) 対象とする地域と環境分野

本計画の対象地域は、本市全域です。本市だけでは解決できない環境問題に関しては、国、県、近隣市と連携して取り組みます。

対象とする環境分野とその要素は次のとおりとします。このうち、環境学習・環境活動分野はその他すべての分野における環境学習や環境活動を含むものです。

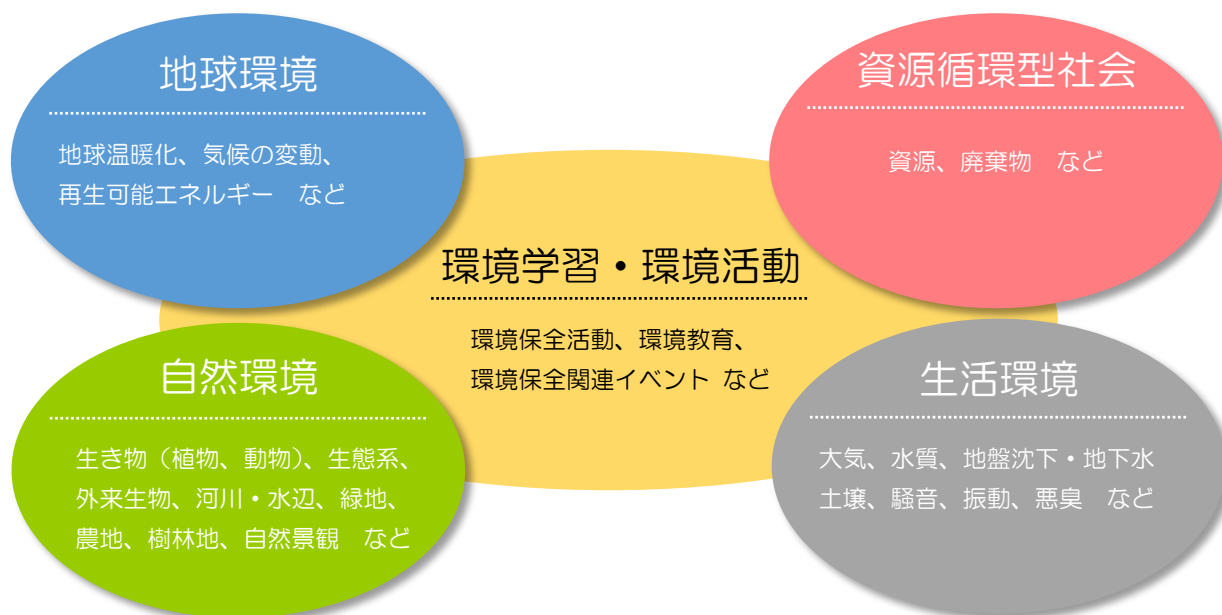


図 1.2 対象とする環境分野の関係

(3) 計画の主体と役割

本計画で掲げる「めざす環境像」の実現にあたっては、市民・事業者・市が互いに協働・連携するものとします。各主体は、それぞれの役割を果たしながら、主体的に環境活動を推進していきます。

各主体には、次のような役割が期待されます。

■市民

市民は、豊かで健全な環境の恵みを受けていることを意識して、これらの環境を次世代に継承していく役割を担っています。

そのため、日常生活において、資源やエネルギーの節減、廃棄物の排出を抑制するなど、自ら環境に配慮して行動し、積極的に環境活動に参加するとともに、市が実施する環境施策に協力することが必要です。

また、NPO等の市民活動団体は、環境保全活動の率先的な取組を行い、環境情報の提供、事業者や行政の取組を評価・提言する役割を担っています。このためには、市民活動団体間や市、事業者、市民等と連携を密にして、公益的な視点に立った活動を進めていく必要があります。

■事業者

事業者は、地域を担う一員として、事業活動にあたって、環境の保全や環境負荷の低減に取り組んでいく役割を担っています。また、事業活動を通じて、市が実施する環境施策に協力し、持続可能な社会を構築していく役割を担っています。

■市

市は、環境の保全及び創造に関する計画の策定や環境施策を実施していく役割を担っています。計画の策定や実施にあたっては、国・県及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者等の環境の保全及び創造に関する取組及び環境学習・環境行動を支援していく役割も担っています。

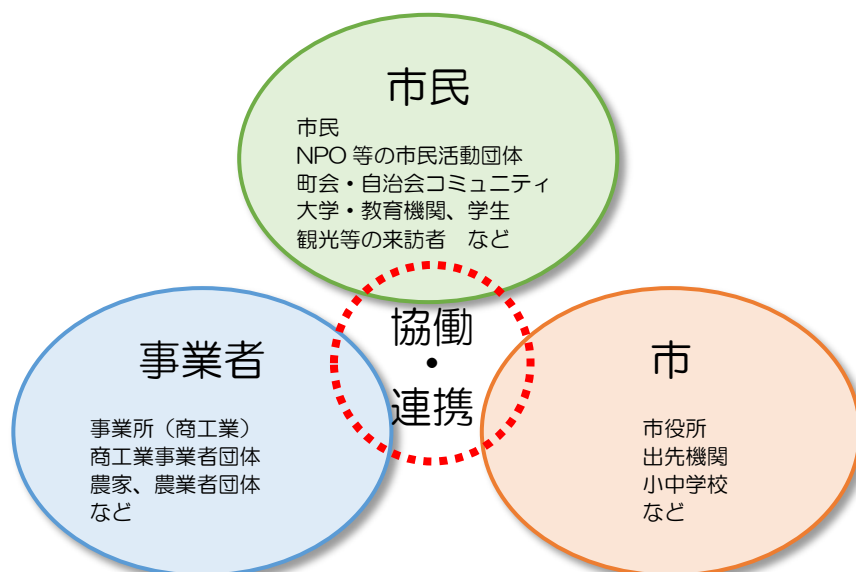


図 1.3 計画の主体

(4) 計画の期間

本計画は、2022年度から2030年度までの9年間を計画期間とします。

また、今後の環境問題や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。



図 1.4 計画の期間

(5) 計画の構成

本計画は、下図のとおり全5章で構成されています。

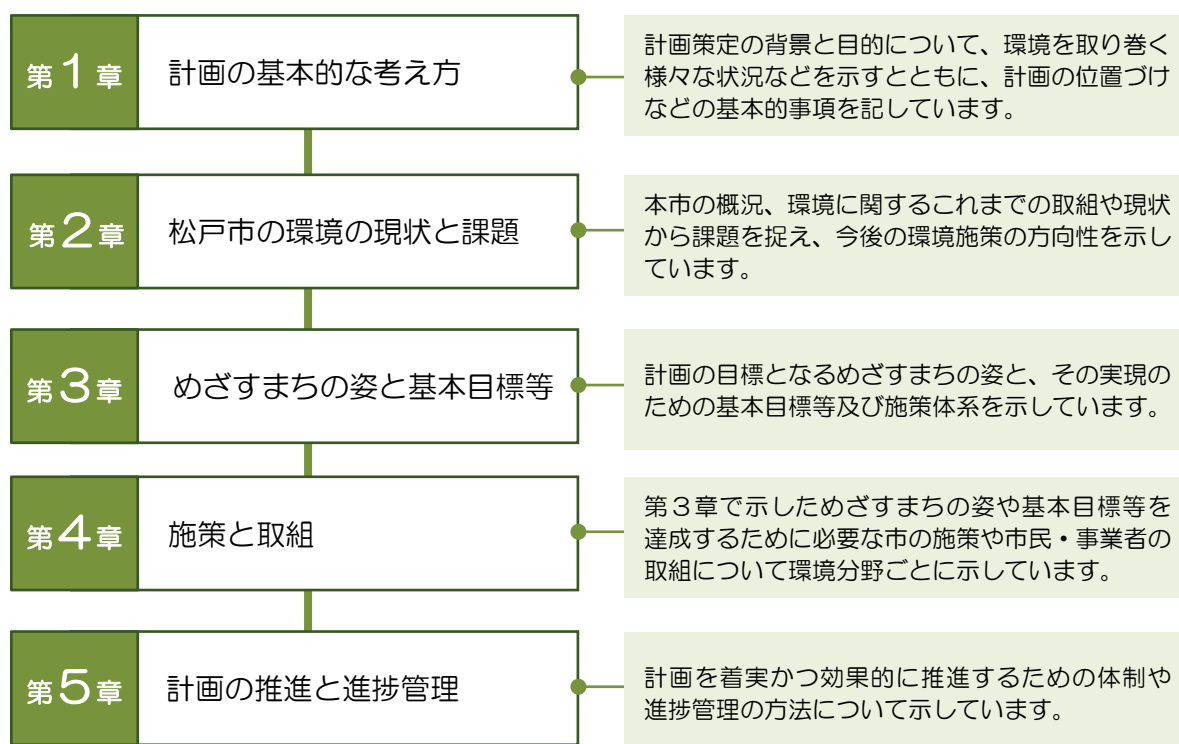


図 1.5 計画の構成

1.3 前計画から本計画への流れ

(1) 前計画における「めざすまちの姿」

前計画では、本市の構成員である市民・事業者・市が共有して掲げる姿として、「人と生き物が共存しているまち」「健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち」「地球の環境にやさしいまち」という3つの「めざすまちの姿」を掲げ、様々な取組を進めてきました。

■人と生き物が共存しているまち

「人と生き物が共存しているまち」とは、環境を子孫に継承し、持続可能な都市活動を支えるため、人間も生態系の一員として他の生き物と共存するという視点のもと、市民・事業者・市が自らの役割の中で、生態系に配慮し、生き物が息できる環境や場所を確保するとともに、多様な生き物とふれあうことができるまちをめざすものです。

■健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち

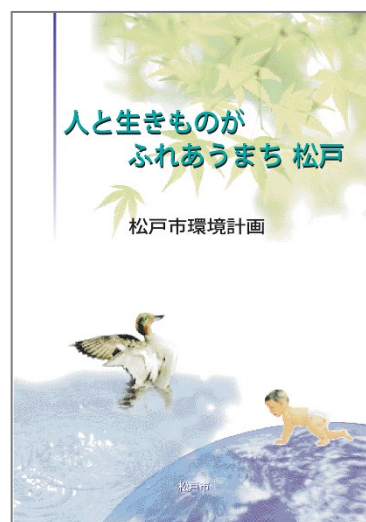
「健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち」とは、市民が安全で健康的な日々が過ごせる環境整備が大切であるという視点のもと、市民・事業者・市の各主体が公害発生の防止に取り組むことで、環境基準を達成し、近隣公害被害者を減少させるとともに、自ら行う健康づくりが阻害されない環境が整ったまちをめざすものです。

■地球の環境にやさしいまち

「地球の環境にやさしいまち」とは、「地球市民」として、地球規模の環境問題に積極的に取り組むという視点のもと、大量生産、大量消費、大量廃棄といった構造で成り立っていた社会を、省資源と省エネルギーを両立させた循環型社会に改造したまちをめざすものです。

なお、これら3つの「めざすまちの姿」はそれぞれが密接に関連を持っています。

本市では、前計画に基づき、3つの「めざすまちの姿」の達成に向け、市民・事業者・市がそれぞれの主体者としての役割を果たしながら、自立して環境を創造していく地域社会の構築を進めてきました。



松戸市環境計画（1998年4月）

(2) 前計画策定後の環境行政の主な動向

前計画策定後の環境行政の動向には、次のようなものがあります。

表 1.1 環境行政の主な動向

年	国際社会・国・県の動き	松戸市の動き
1998年	「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布	「松戸市環境計画」策定 「松戸市緑の基本計画」策定
1999年	「ダイオキシン類対策特別措置法」公布	「松戸市役所エコオフィス行動プラン」策定 「松戸市都市計画マスタープラン」策定
2000年	「循環型社会形成推進基本法」公布	
2001年	「環境省」発足	
2002年	「土壌汚染対策法」公布	パートナー講座開設
2003年	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布	「松戸市地域新エネルギービジョン」策定
2004年		「松戸みどりの市民憲章」制定 「松戸市役所地球温暖化防止実行計画」策定
2006年		「松戸市地域省エネルギービジョン」策定
2008年	「生物多様性基本法」公布	「松戸市ごみ処理基本計画」策定
2009年		「松戸市緑の基本計画」改定 「松戸市減CO ₂ 大作戦」(=松戸市地球温暖化対策地域推進計画)策定
2010年		「第2次松戸市役所地球温暖化防止実行計画」策定
2011年	東日本大震災発生	「松戸市景観計画」策定 「松戸市景観条例」施行
2012年		「松戸市除染実施計画」策定 「松戸市空き家等の適正管理に関する条例」施行
2013年	「第2期自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(千葉県)策定	
2015年	国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択 COP21「パリ協定」採択	
2016年	「地球温暖化対策計画」閣議決定 「千葉県地球温暖化対策実行計画」策定	「松戸市地球温暖化対策実行計画」策定 「松戸市空家等対策の推進に関する条例」施行 「松戸市空家等対策計画」策定
2017年		「松戸市総合計画第6次実施計画」策定
2018年	「気候変動適応法」公布	松戸市地球温暖化対策推進事業所制度を開始
2019年	「千葉県環境基本計画」策定 「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布	「松戸市都市農業振興計画」策定
2020年	2050年カーボンニュートラル宣言	
2021年	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」閣議決定	

(3) 前計画と本計画において環境を捉える視点

前計画の3つのめざすまちの姿と、本計画において環境を捉える視点（対象とする環境分野）は、次のように対応します。

前計画のうち「人と生き物が共存しているまち」は本計画の自然環境分野に、同様に「健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち」は本計画の生活環境分野に、「地球の環境にやさしいまち」は本計画の地球環境分野及び資源循環型社会分野に対応します。

また、3つのめざすまちの姿には、共通して環境学習・環境活動分野が含まれています。

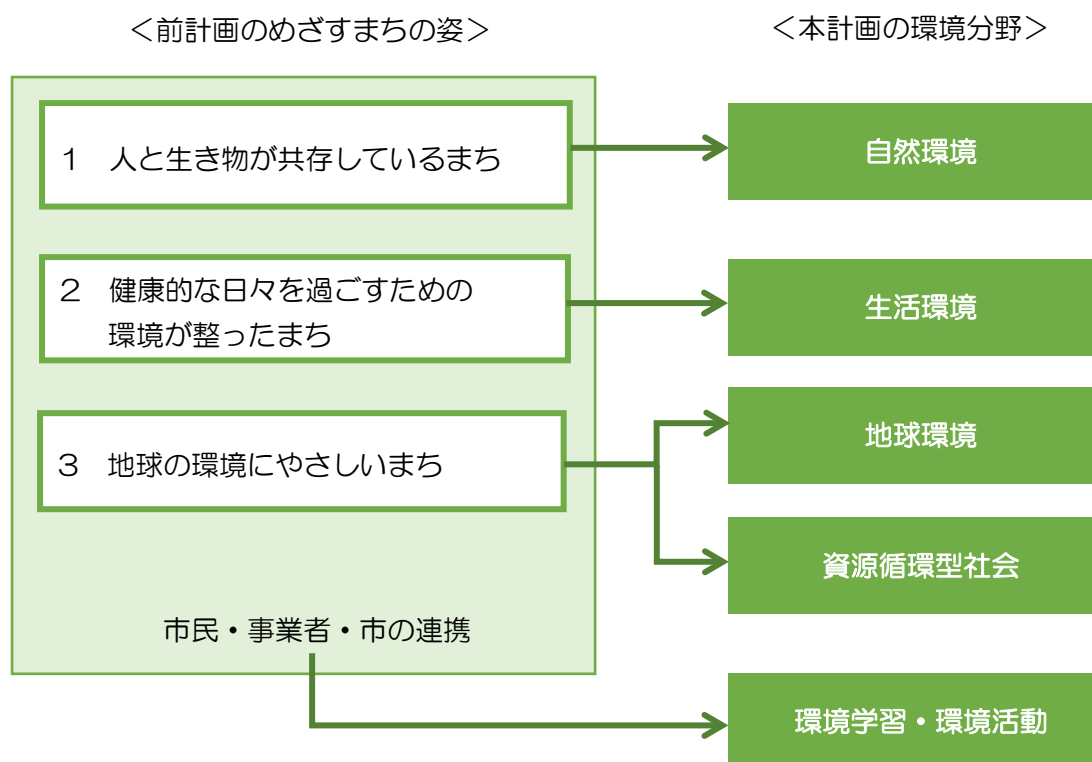


図 1.6 前計画のめざすまちの姿と本計画の環境分野の対応

第2章 松戸市の環境の現状と課題

2.1 市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、千葉県北西部である東葛飾地域に位置し、江戸川を挟んで東京都と埼玉県に隣接しています。市の北側は流山市、東側は柏市、南側は市川市と鎌ヶ谷市に接し、西側は東京都葛飾区と埼玉県三郷市に接しています。

市域面積は 61.38 平方キロメートルで、東西 11.4 キロメートル、南北 11.5 キロメートルとほぼひし形の広がりとなっています。



出典：松戸市ウェブサイト

図 2.1 本市の位置

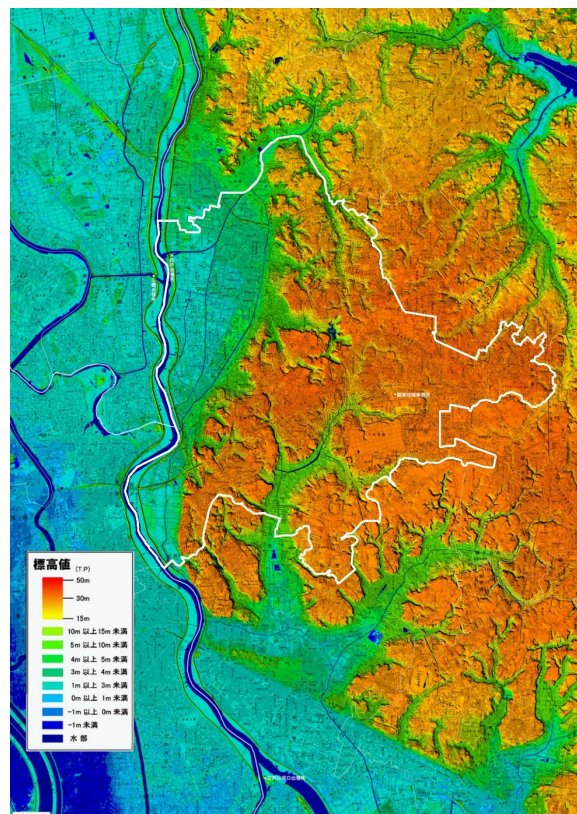
(2) 地形とまちの成り立ち

(ア) 地形

本市の地形は、東側が標高 25m前後の下総台地と呼ばれる洪積世の台地と、江戸川沿いの標高 4m前後の沖積層の低地からなっています。

また、台地と低地の境界部には、谷津と称する低湿地が樹状に数多く刻まれており、この谷津は地下水の湧水や海の手進海退によって侵食され急斜面や崖を形成しています。

このように市域は、江戸川低地～斜面地～下総台地によって構成されています。



出典：国土地理院デジタル標高地形図（江戸川・中川・綾瀬川流域-1.2）（市域など加筆）

図 2.2 地形図

(イ) まちの成り立ち

江戸時代に、幕府は水戸街道を整備し、江戸川低地の斜面地に沿って松戸と小金の宿場町が形成されました。また、江戸川沿いには河岸（かし）が設けられ、銚子方面でとれた鮮魚を江戸まで運ぶ中継基地として発展しました。

明治時代に入ると、明治 29 年に土浦・田端間の鉄道が開通し、昭和 11 年には常磐線の上野・松戸間が電化されました。昭和 18 年には、県下 7 番目の市として「松戸市」が誕生しました。当時の人口は 40,433 人でした。

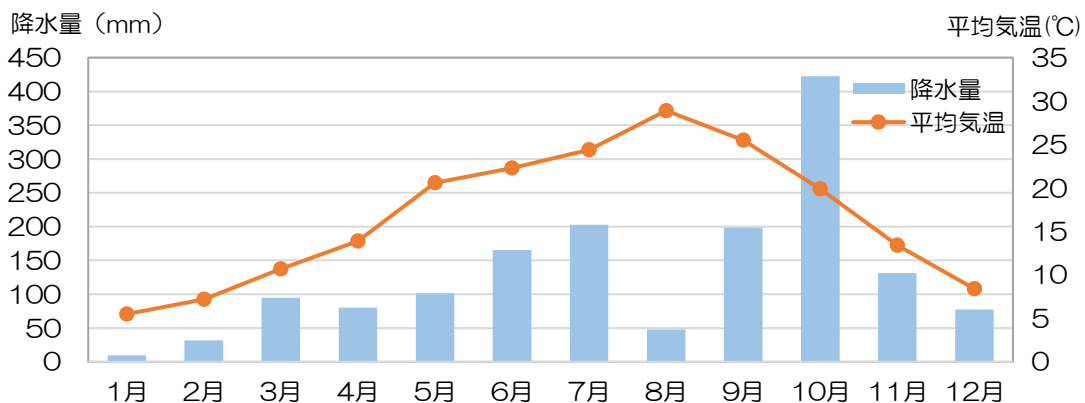
昭和 30 年には、新京成線（松戸～津田沼）開通による市域内陸部の交通近代化が実現し、昭和 35 年の常盤平団地を皮切りに、当時の日本住宅公団によって 9 か所の団地が建設されました。昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけては、急速に人口が増加し、首都圏の典型的なベッドタウンとして発展してきました。

このように、江戸川低地、下総台地などの地形や自然環境を背景に、古くからの市街地や新しい住宅地が形成され、私たちの暮らしが営まれてきています。

(3) 気候

(ア) 本市の気候

本市の気候は概ね温暖な気候であり、2019 年の月平均気温は最も低い 1 月で 5.5℃、最も高い 8 月は 28.9℃、年平均気温は 16.7℃となっています。また、降水量は年間で 1,564.5mm であり、10月に最も多くなっています。



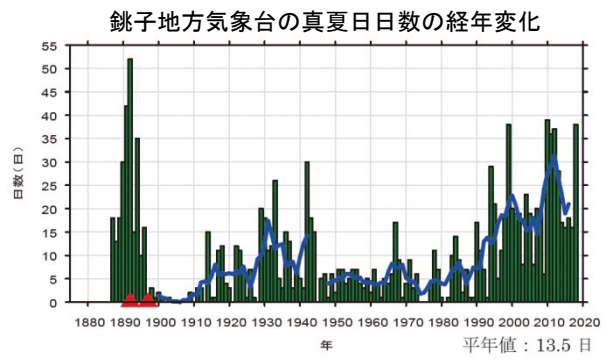
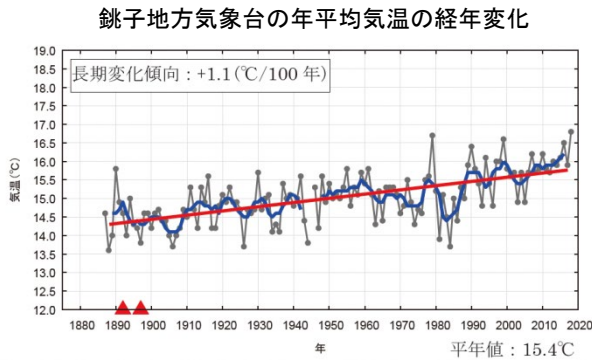
出典：松戸市統計書を基に作成

図 2.3 2019 年月別平均気温と降水量

(イ) 千葉県における気候の変動

気候変動の長期的な変化傾向を確実に確認するためには 100 年分程度のデータの蓄積が必要とされています。

気象庁による千葉県内の気象観測地点のうち、100 年以上のデータが蓄積されている銚子地方気象台の観測データによると、年平均気温は 100 年あたり 1.1℃上昇しています。また、日最高気温が 30℃以上となる日数（真夏日日数）は、気候変動の影響のみとは限りませんが、1980 年代以降は増加の程度が大きくなっています。



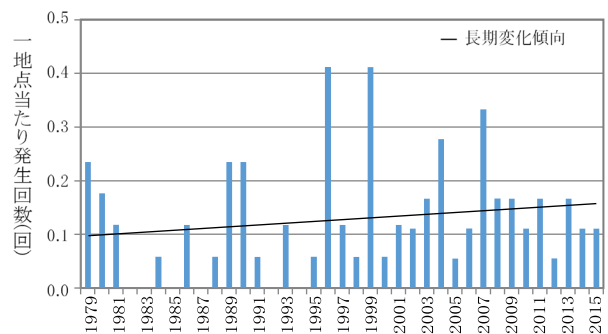
出典：気候変化レポート2018-関東甲信・北陸・東海地方-（東京管区気象台、2019年3月）

図 2.4 千葉県における気候変動の現状

千葉県における地域気象観測所（アメダス）観測データは、約 40 年分（県内で 17 地点のデータが得られるのは 37 年分）となっており、気候変動の長期的な変化傾向を確認するためには、データをさらに蓄積していく必要があります。

37 年間（1979～2015 年）における県内 17 地点におけるアメダス観測データでは、1 時間降水量が 50mm 以上となった回数は増加傾向にあります。

なお、「千葉県の気候変動の影響と適応の取組方針」（千葉県）によると、台風の発生数については有意な長期的変化は見られておらず、また、「強い」以上の台風の発生数や発生割合についても、年による増減はみられるものの、長期的な変化傾向は見られないとされています。



千葉県内17地点において時間降水量50mm以上となった回数(1地点当たり)の経年変化

気象庁HPのデータを基に千葉県作成。
グラフの期間における発生回数の増加傾向については、man-kendall 検定により「変化が一定である」という帰無仮説を危険率両側 10%で棄却(90%有意)することにより確認している。グラフ中の直線は線形回帰による直線。

20世紀末	0.11 回(1981-2000 年平均)
現在	0.16 回(1995-2014 年平均)

出典：千葉県の気候変動影響と適応の取組方針（平成 30 年 3 月）

図 2.5 千葉県における大雨事象の増加

(5) 人口

本市の人口は、1980年には40万人を超え、以降は緩やかに増加傾向で推移し、現在の人口は約50万人です。しかし、人口に占める65歳以上の人口比率（高齢化率）は年々増加しており、今後も高齢化が進行していくものと予測されます。

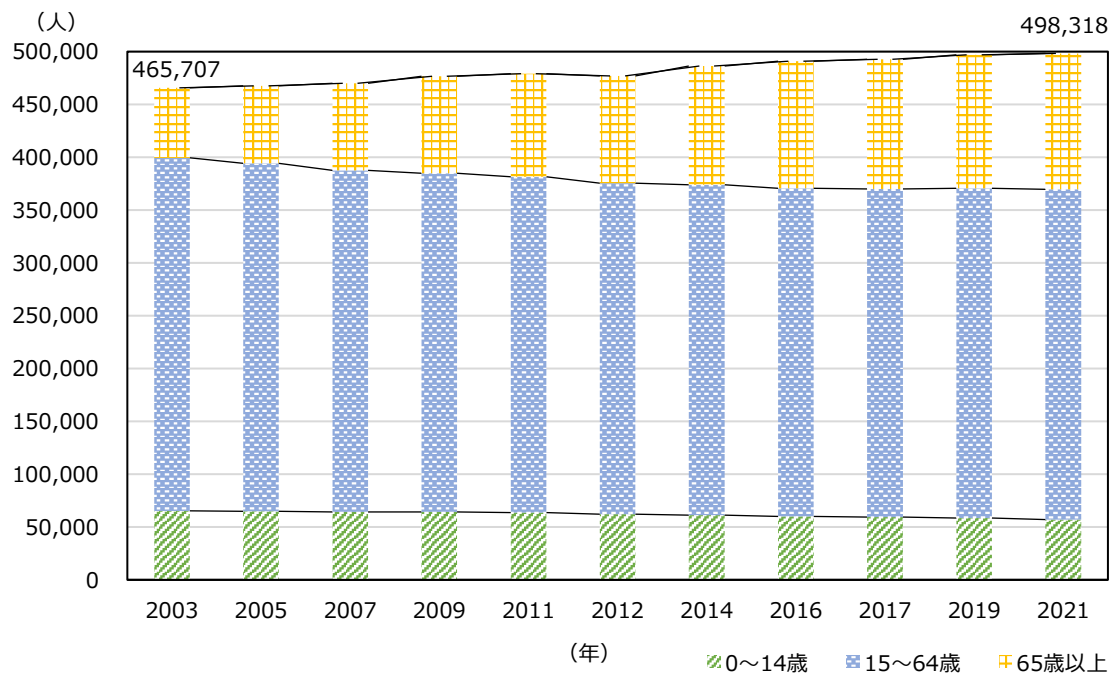
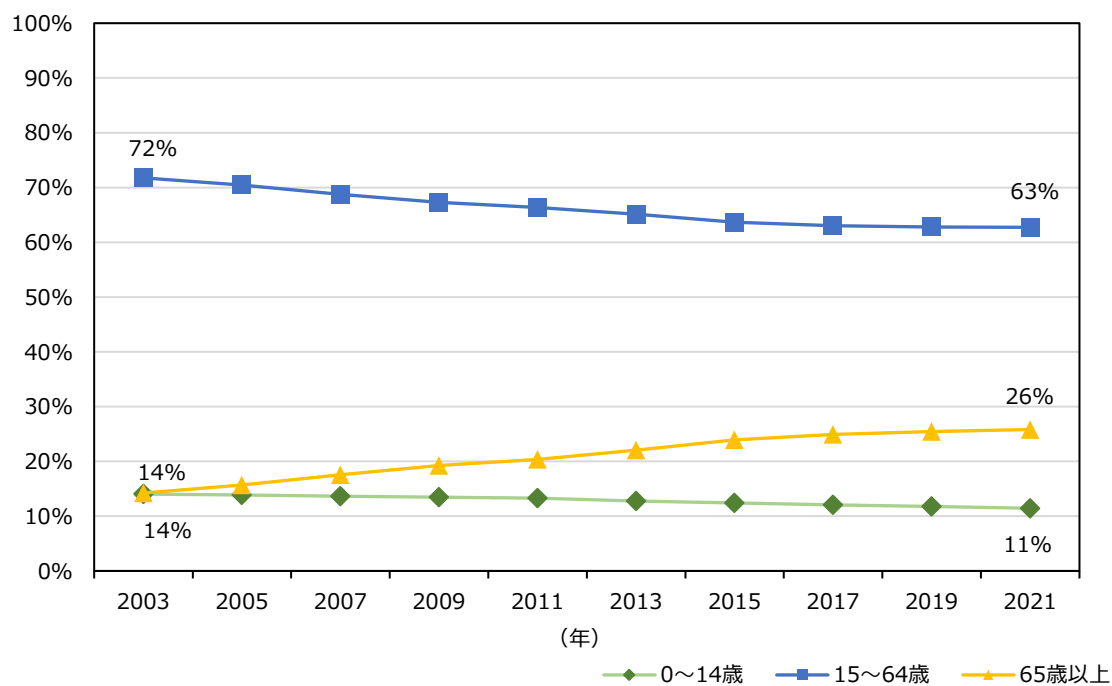


図 2.8 本市の人口の推移



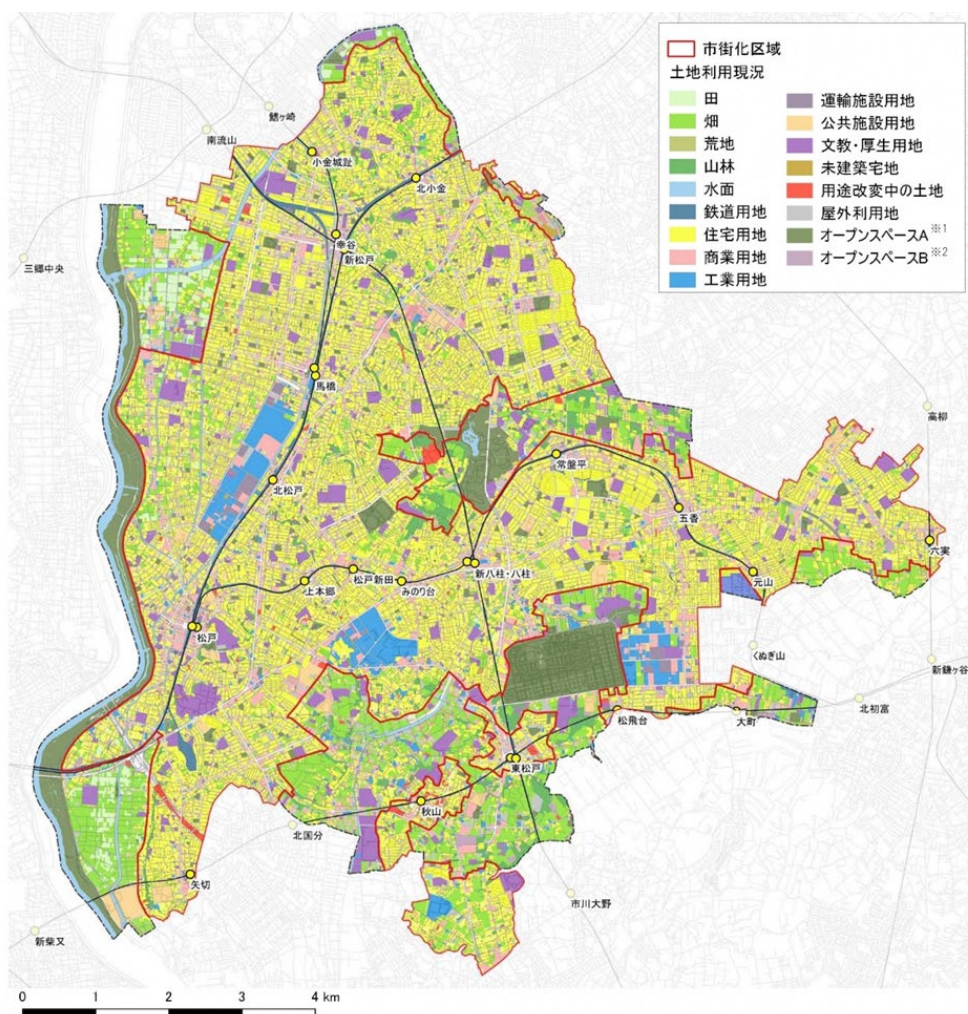
出典：松戸市ウェブページのデータを基に作成

図 2.9 年齢層別構成の推移

(6) 土地利用

(ア) 土地利用現状

本市全域における土地利用は、自然的土地利用が 17.7%、都市的土地利用が 82.3%です。このうち、多いものから順に、住宅用地 (33.8%)、田・畑 (計 11.7%)、商業用地 (7.5%) などとなっています。また、オープンスペース A・B (公園・緑地、未利用地等) が合計で 7.0% となっています。



出典：都市計画基礎調査 (平成 28 年)

※1 オープンスペース A…公園・緑地、広場、運動場、墓園をさします。

※2 オープンスペース B…未利用地 (建物跡地等、都市的状況の未利用地)、ゴルフ場等のレクリエーション施設用地をさします。

図 2.10 土地利用の現状

(イ) 土地利用の推移（私有地）

1998年から2020年の23年間の土地利用の推移をみると、宅地が352ha増加しているのに対して、農地は365ha、山林は71ha減少しています。

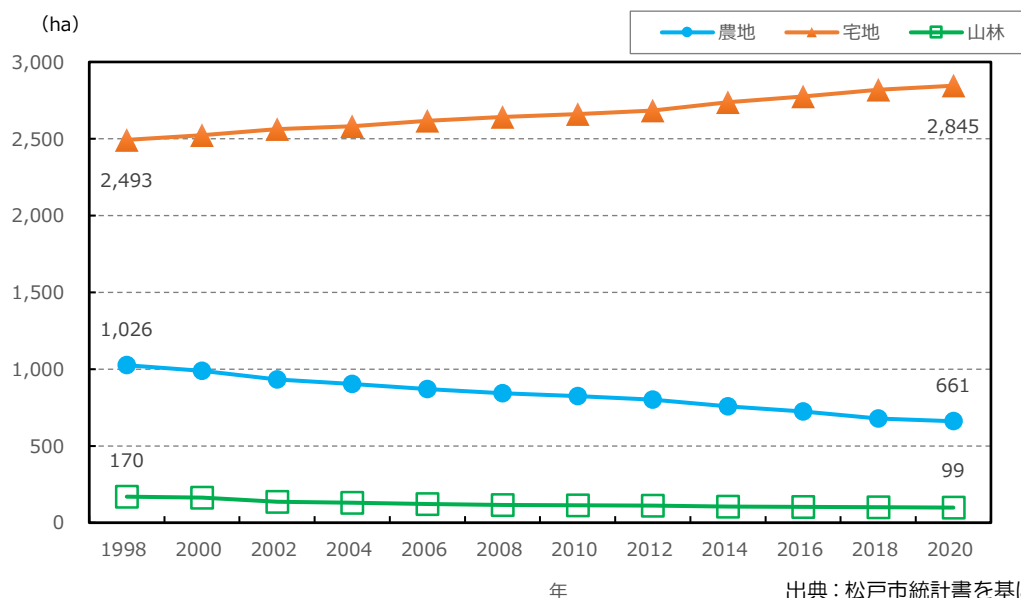


図 2.11 土地利用の推移

(ウ) 用途地域

本市は、宅地化の進展に伴い市街化区域を徐々に拡大し、現在市域の約73%（約4,444ha）が市街化区域となっています。

用途地域は、第一種低層住居専用地域などの住居系用途地域が多く指定され、駅周辺等に商業系用途地域、一部に工業系用途地域が指定されています。

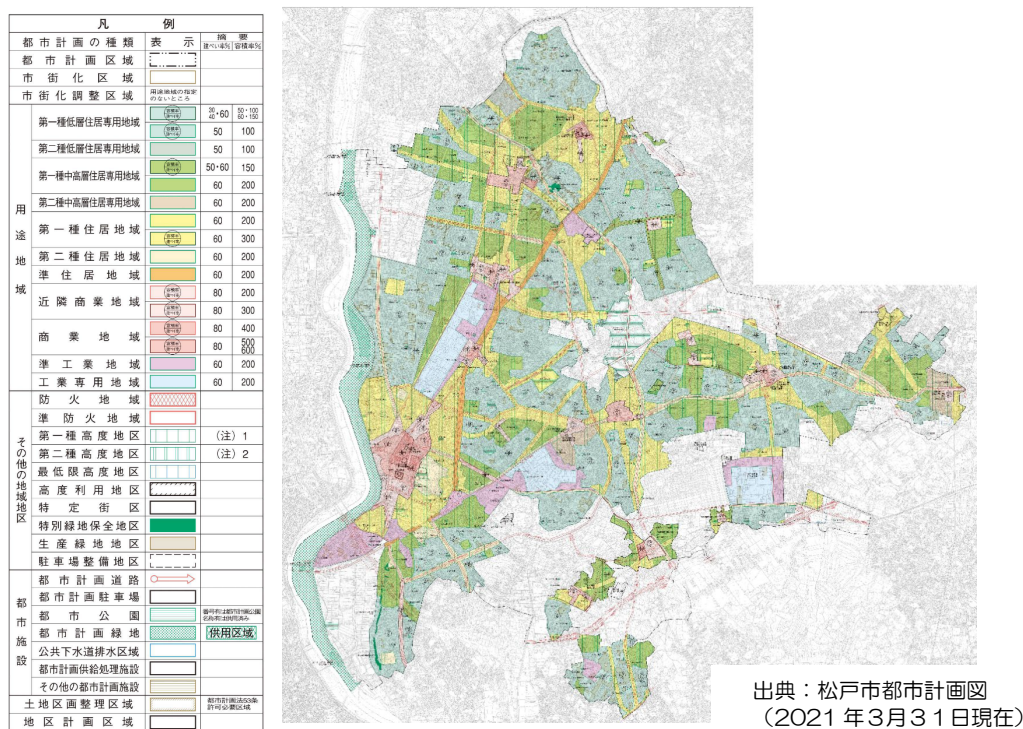


図 2.12 用途地域

(7) 産業

平成28年経済センサス活動調査によると、本市の事業所数は12,698事業所(千葉県内3位)であり、第3次産業が約85%を占めています。

また、従業者数は126,858人(千葉県内4位)となっています。産業別では、卸売業、小売業が産業別従業者数の多くを占めており、主要産業となっています。近年は、医療・福祉、教育・学習支援業の従業者数の伸びが見られ、中でも医療、福祉については、高齢者の増加及びサービスの多様化に伴い、今後とも従業者数の増加が予想されます。

製造品出荷額等を見ると、食料品、金属製品、プラスチック、生産用機械及び電子・デバイス等の割合が高くなっています。

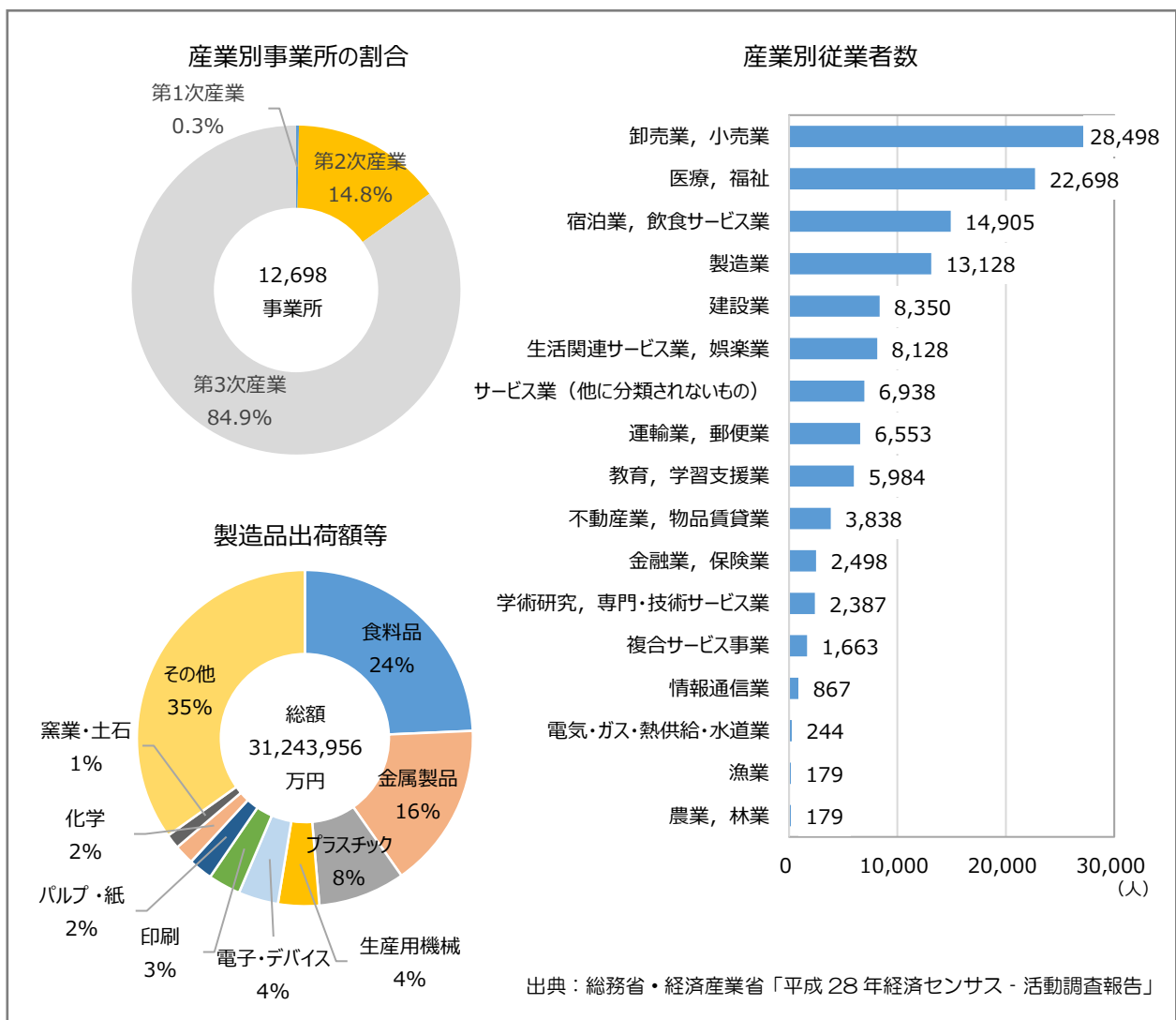


図 2.13 松戸市の産業の状況

2.2 市の環境の現状と課題

ここでは、地球環境、資源循環型社会、自然環境、生活環境の各環境分野とこれらに関連する環境学習・環境活動の視点から、本市の環境の現状と課題を整理します。

(注) 文章中に下線(波線)を付けた箇所は、その項目の課題となります。

(1) 地球環境

(ア) 温室効果ガス排出量

本市では、市民・事業者・市が一体となって地球温暖化防止に取り組むため、2016年3月に「松戸市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化問題を緊急の課題として捉えて様々な取組を実施しています。

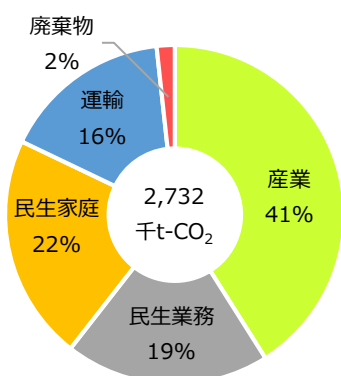
「松戸市地球温暖化対策実行計画」における、温室効果ガス削減目標は次のとおりです。

表 2.1 松戸市地球温暖化対策実行計画(平成28年3月)による目標値

市内から排出される温室効果ガス排出量 (区域施策編)	<ul style="list-style-type: none"> ○短期 2020年度:2005年度比で11%削減 ○中期 2030年度:2005年度比で20%以上削減
市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量 (事務事業編)	<ul style="list-style-type: none"> ○2016年度～2020年度の間には2014年度比で年2%ずつ(5年間で10%)以上削減 ○中長期目標として、2016年度から2030年度の間には2014年度比で40%以上削減 2016(平成28)年度～2020(令和2)年度の間には2014(平成26)年度比で

本市における温室効果ガス排出量は、2018年度で2,732千t-CO₂となっており、その内訳は、産業部門が41.0%、民生家庭部門が21.6%、民生業務部門が19.5%の順となっています。

温室効果ガスの排出量の推移をみると、全体では長期的には減少しており、2018年度は基準年度の2005年度から580千t-CO₂(17.5%)減少となっています。部門別にみると、産業部門では2018年度は2005年度から621千t-CO₂(35.6%)減少しました。これに対して、民生業務部門では44千t-CO₂(9.0%)、民生家庭部門では67千t-CO₂(12.8%)増加しており、これらの部門での取組が求められています。



部門	活動内容等
産業	農林水産業、建設業、製造業でのエネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
民生業務	オフィスや店舗などでのエネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
民生家庭	家庭エネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
運輸	自動車や鉄道エネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
廃棄物	一般廃棄物中の廃プラスチック等の焼却処理時などに排出

図 2.14 本市の温室効果ガス排出量の部門別割合(2018年度)

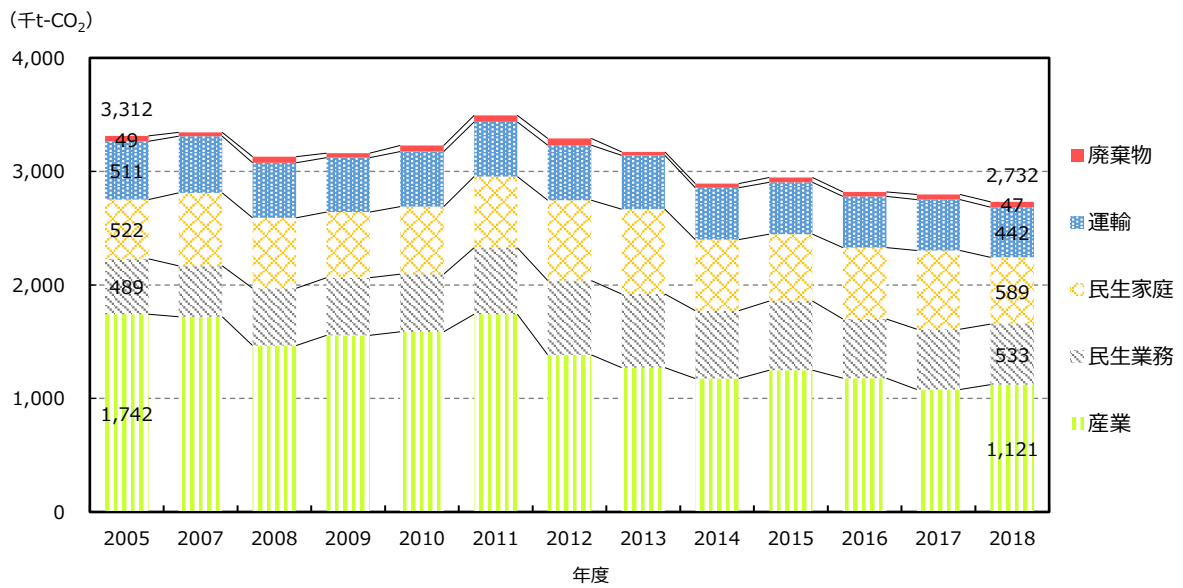


図 2.15 温室効果ガス排出量の推移

また、市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、2020年度は計算中t-CO₂となっており、微減傾向を示していますが、計画（2016年3月）の目標値を超過しています。

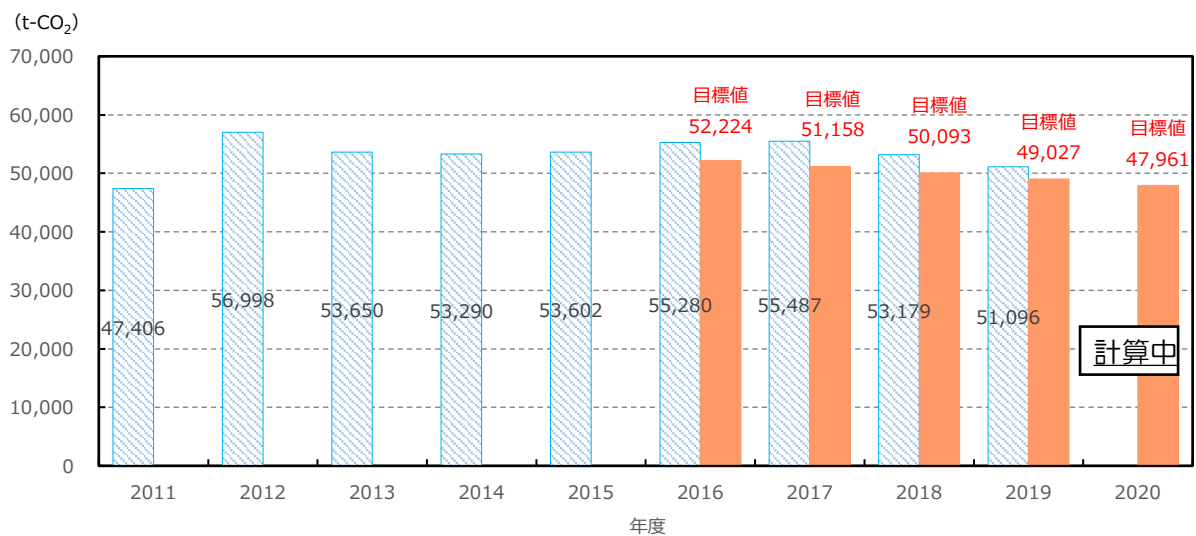


図 2.16 市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量

(イ) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入

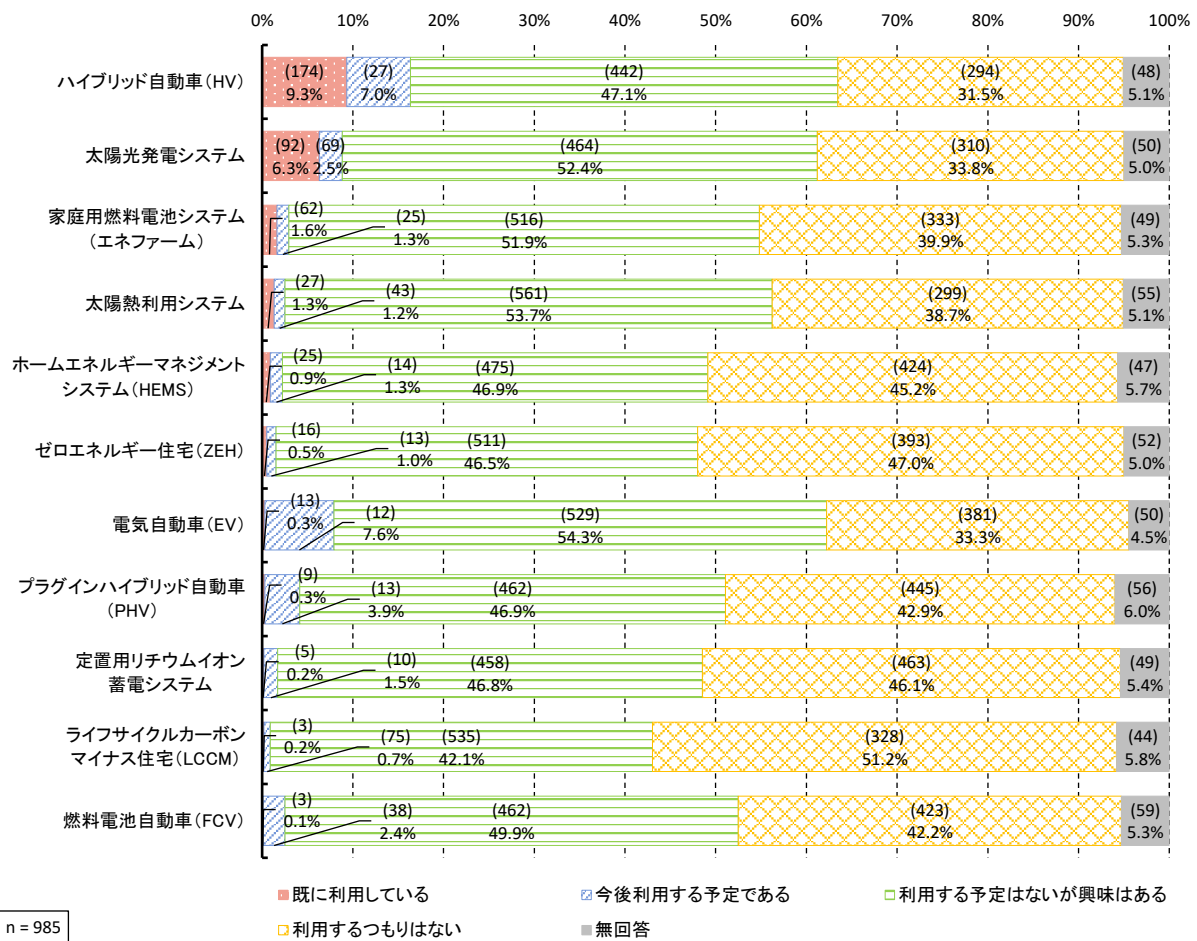
本市では、各部門における温室効果ガス排出量削減のため、補助金の交付等を行い再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を促進しています。

2009年度から2020年度までの補助金の累積交付件数をみると、太陽光発電システムや家庭用燃料電池システムなど民生家庭部門が多くを占めています。

表 2.2 設備に対する補助金の累積交付件数 (2009～2020年度)

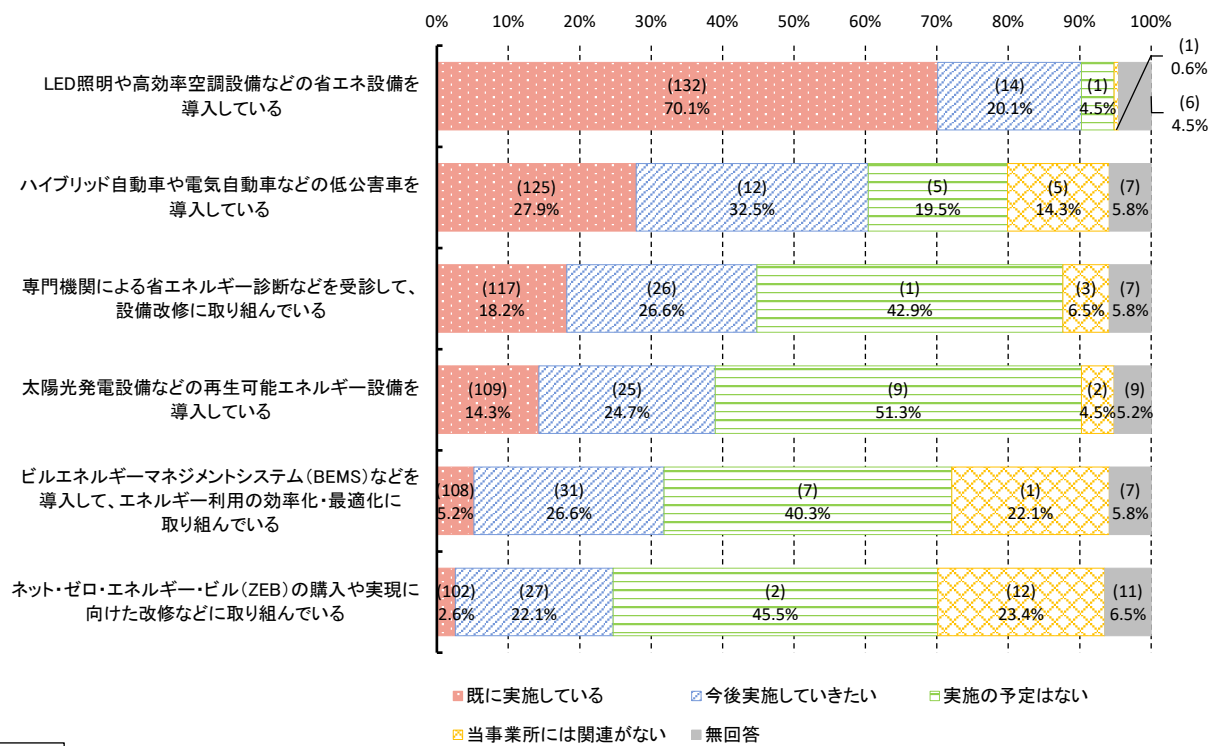
部門	設備	累計実績(件)
民生家庭部門	太陽光発電システム	2,600
	家庭用燃料電池システム	518
	定置用リチウム蓄電システム	434
	電気自動車充電設備※2016年度終了	6
	エネルギー管理システム(HEMS)※2016年度終了	82
	太陽熱利用システム	14
	ゼロエネルギー住宅(ZEH)	63
	ライフサイクルカーボンマイナス住宅(LCCM)	4
民生業務部門	環境マネジメントシステム※2013年度終了	14
	燃料電池自動車水素供給設備	1
	エネルギー管理システム(BEMS,FEMS)	0
	ゼロエネルギービルの購入・改修等(ZEB)	0
	省エネルギー診断による設備改修等	22
運輸部門	電気自動車	134
	燃料電池自動車	1

2018 年度に実施した市民アンケート調査では、再生可能エネルギー・省エネルギー設備について「今後利用する予定である」又は「利用する予定はないが興味はある」とした市民の割合が概ね半数であるのに対し、「既に利用している」とした市民の割合は、どの設備においても 10% 未満です。事業者アンケート調査においては、LED 照明や高効率空調設備などの省エネルギー設備については「既に実施している」とした事業者の割合が 70% に達している一方で、他の再生可能エネルギー・省エネルギー設備については、「既に実施している」とした事業者の割合は 30% 未満です。



出典：松戸市環境計画の見直しに向けた総括評価業務委託報告書（平成 31 年 3 月）

図 2.17 市民の再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況及び導入意向



出典：松戸市環境計画の見直しに向けた総括評価業務委託報告書（平成31年3月）

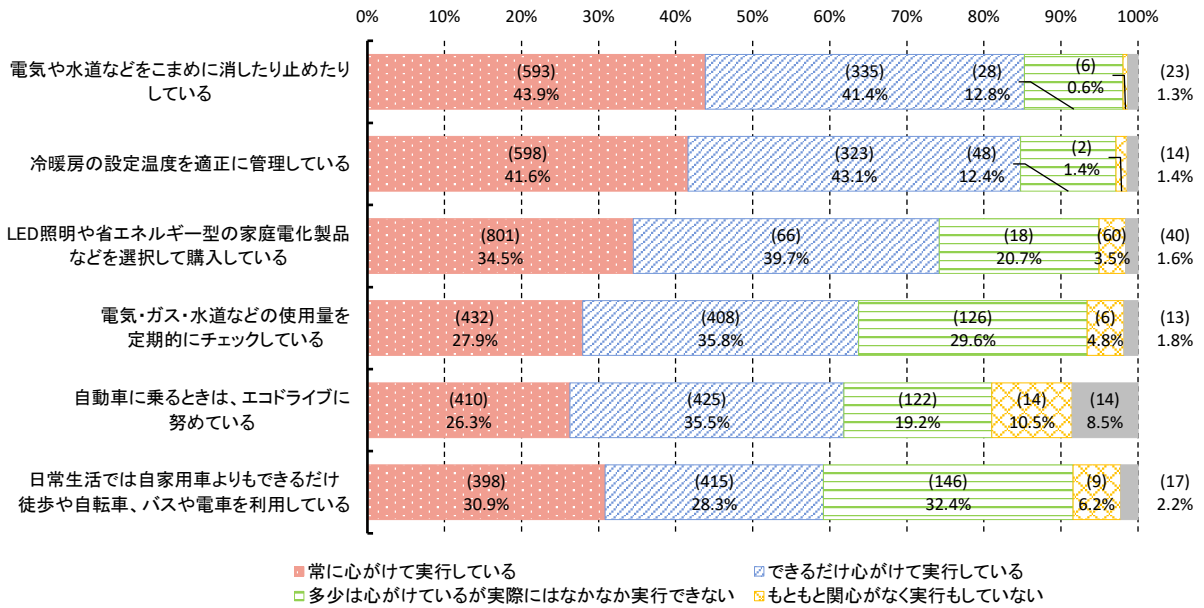
図 2.18 事業者の再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況及び導入意向

（ウ） 市民・事業者への意識啓発と取組の状況

本市では、市民生活や事業活動の低炭素化を図るため、様々な媒体を通じた情報提供による意識啓発を進めてきました。

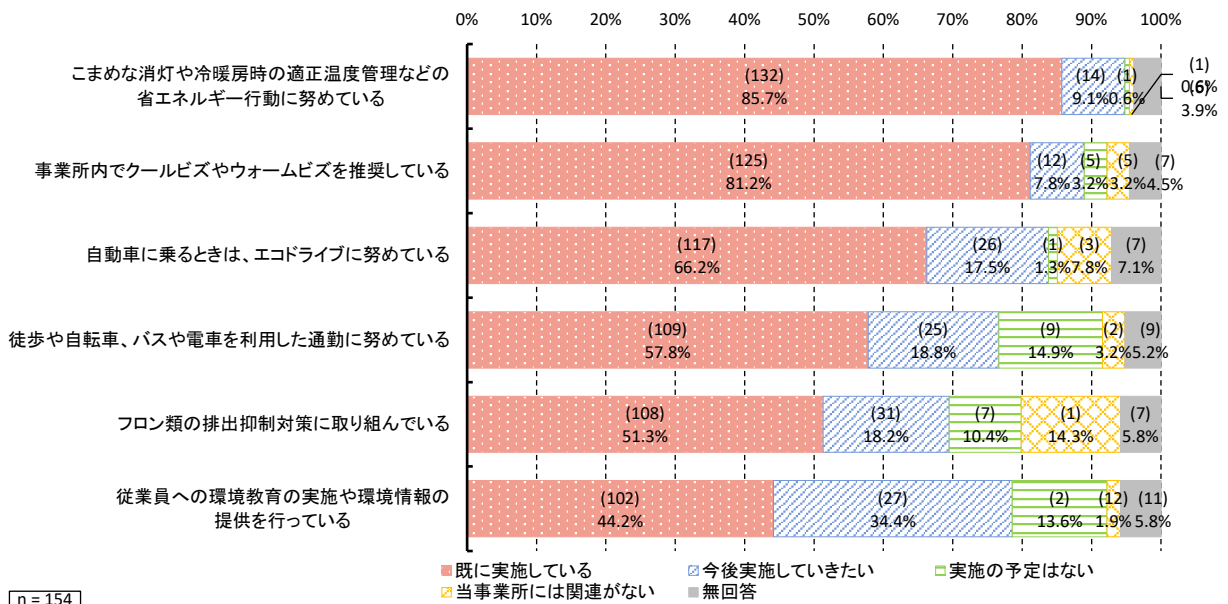
2018年度に実施した市民アンケート調査では、多くの市民が「電気や水道などをこまめに消したり止めたりしている」、「冷暖房の設定温度を適正に管理している」などとしています。

事業者アンケート調査でも、多くの事業者が「こまめな消灯や冷暖房時の適正温度管理などの省エネルギー行動に努めている」、「事業所内でクールビズやウォームビズを推奨している」などとしています。



出典：松戸市環境計画の見直しに向けた総括評価業務委託報告書（平成31年3月）

図 2.19 温室効果ガス排出量削減に向けた市民の取組



出典：松戸市環境計画の見直しに向けた総括評価業務委託報告書（平成31年3月）

図 2.20 温室効果ガス排出量削減に向けた事業者の取組

(工) 気候変動に伴う影響

温室効果ガス排出抑制の取組を着実に進めるとともに、既に現れている影響や今後中長期的に避けることのできない影響への適応を計画的に進めることが必要とされています。本市においても、気候変動によって既に現れている影響や今後中長期的に避けることのできない影響への適応策として、気候変動に伴う風水害等への対策や熱中症被害等への対策に取り組んでいます。

■ 地球環境分野における主な課題と課題解決の方向性

これまでの現状から、本分野における課題と課題解決の方向性は下記のとおりです。

(主な課題)

- 家庭や事業所における温室効果ガス排出の更なる削減が必要です。
- 市の事務事業に係る温室効果ガス排出量は微減傾向にありますが、更なる削減が必要です。
- 経済と環境の好循環、交通を含む脱炭素型社会のインフラ整備が必要です。
- 気候変動に伴い、気温の上昇による影響や極端な気象現象などによる災害などが懸念されます。



(課題解決の方向性)

- 市民生活や事業活動の脱炭素化を図るため、積極的な意識啓発や省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入を推進します。
- 市有施設においても、市の方針を示すモデルケースとして省エネルギー・再生可能エネルギー設備等を率先的に導入し、温室効果ガスの削減につなげます。
- 経済と環境の好循環、交通含む脱炭素型社会インフラの整備を図ることで持続可能な都市構造の構築を促進します。
- 避けられない地球温暖化の影響に対応するため、気候変動に起因する自然災害への対応、暑熱対策や感染症対策等の適応策を実行します。



課題解決に向け、「基本目標 1 地球温暖化対策の推進」を設定します。

(2) 資源循環型社会

(ア) ごみ排出量

本市では、松戸市ごみ処理基本計画に基づき、市民・事業者及び市がそれぞれの立場でごみの排出抑制に取り組んできました。

ごみ排出量は、2019年度には合計で127,746tとなっており、長期的には減少傾向にあります。市民一人一日当たりのごみ排出量は、2019年度には708.4g/人・日となっており、目標値（2020年度740g/人・日）を達成しています。

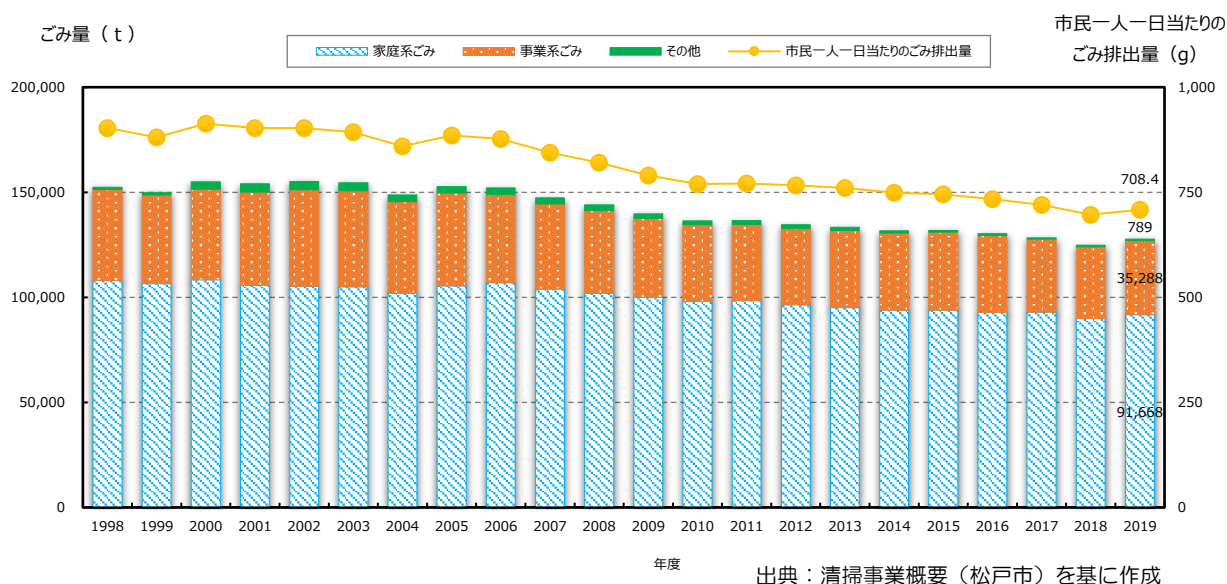


図 2.21 ごみ排出量の推移

(イ) 焼却処理量・最終処分量

本市は、市域の約73%が市街化され、市内に最終処分場を確保することが困難な状況です。最終処分のほとんどを市外の民間最終処分場に頼っていることから、最終処分する廃棄物の量をできる限り減らすように努める必要があります。

焼却処理量は、ごみ排出量の減少に伴って減少傾向にあり、計画の目標値106,000t（2020年度）に対し、2019年度においては105,463tとなっています。

最終処分量については、2000年度までは、従来埋立処分をしていた廃プラスチック類を松戸市独自の取り組みとして民間企業と連携し固形燃料とするリサイクルを進め、2001年度からは、8分別収集を始めるとともに、容器包装プラスチックの資源化やその他プラスチックごみの焼却処理をすること等により、減少しました。2019年度における最終処分量は17,506tとなっており、計画の目標値の11,000t（2020年度）には至っていません。

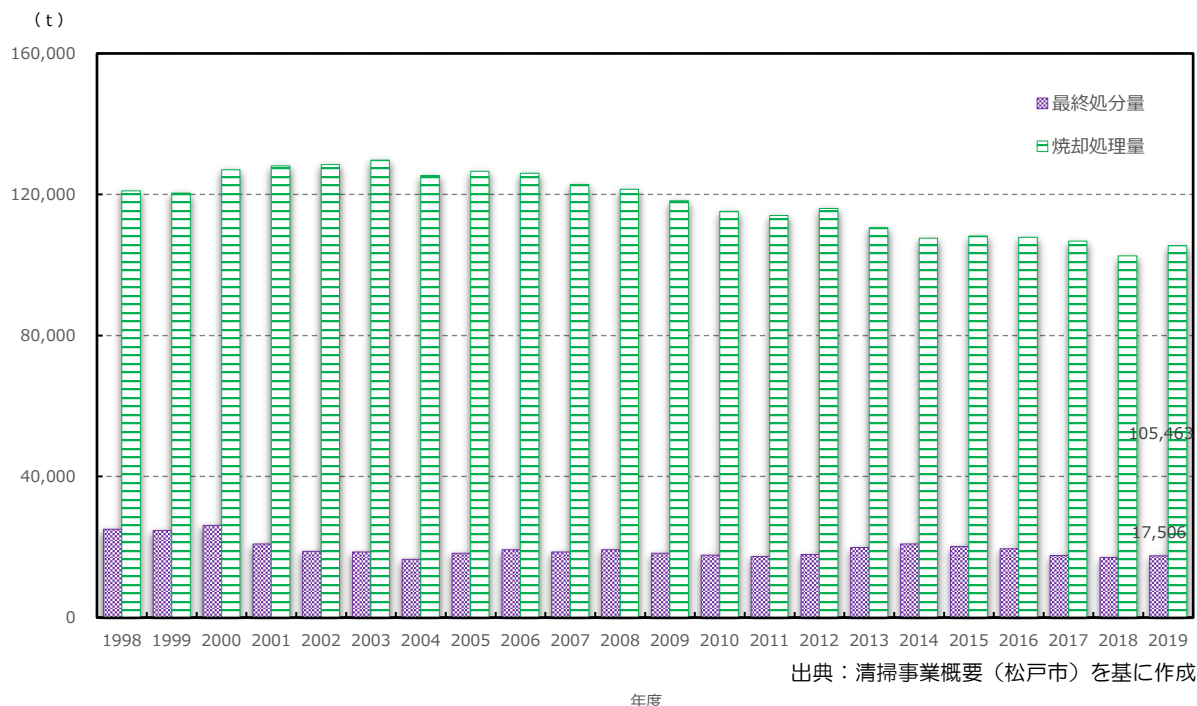


図 2.22 焼却処理量・最終処分量の推移

(ウ) リサイクルの現状

本市では、資源の分別回収を進めるとともに、地域での集団回収を支援してきました。また、2001年度からプラスチック製容器包装の資源化を開始したほか、現在は使用済み小型家電の回収や食品残渣の資源化などにも取り組んでいます。

リサイクル率は、2019年度 23.8%と、2008年度以降約 23~25%で推移し、計画の目標値 30%（2020年度）には至っていません。

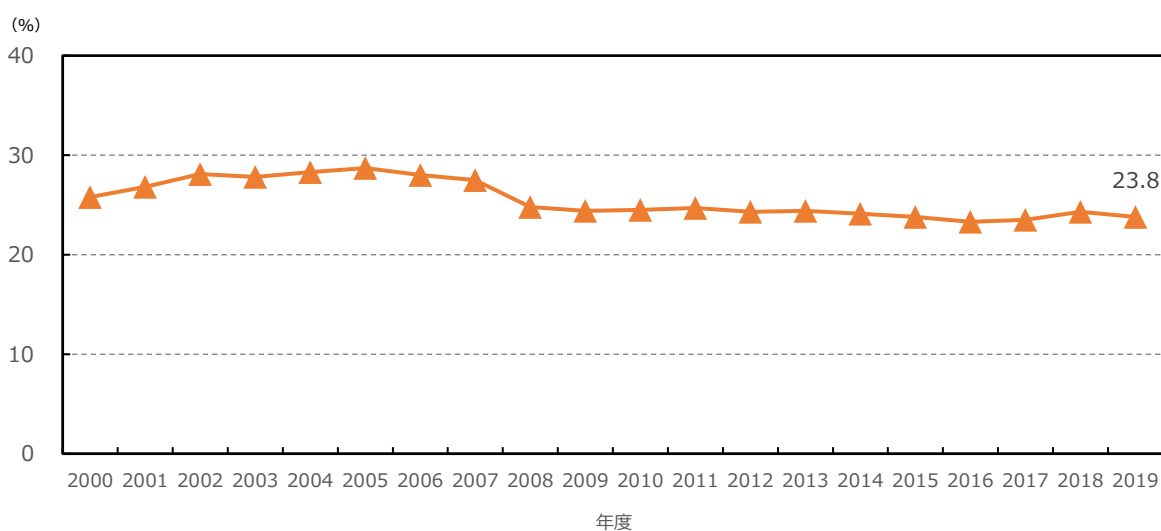
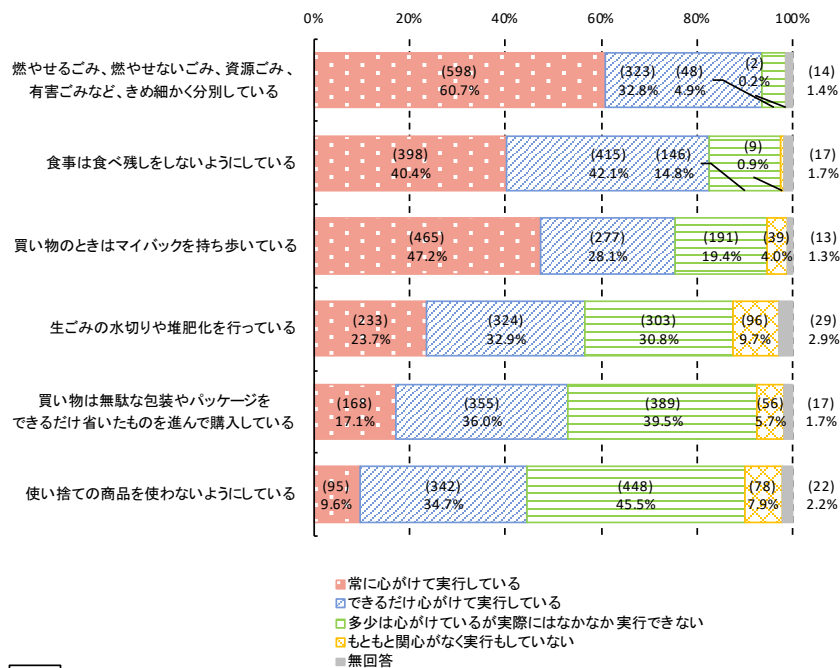


図 2.23 リサイクル率の推移

(エ) ごみ減量・資源化に向けた啓発

本市では市民にごみ減量の重要性を訴えるため、「まつどリサイクル通信」やパートナー講座(出前)などを通じて積極的に啓発を行ってきました。また、市民と市を繋ぐパイプ役として廃棄物減量等推進員(クリンクル推進員)を委嘱し、家庭から排出されるごみの減量や資源化、ごみ出しマナーの向上を推進しています。

2018年度に実施した市民アンケート調査では、「燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみなど、きめ細かく分別している」とした人が93.5%、「食事は食べ残しをしないようにしている」とした人が82.5%などとなっています。ごみの分別においては、アンケート調査からも推察される、燃やせるごみに資源化できるごみなどが混入していることが、市が行っているごみの組成分析においても確認されています。



n = 985

出典：松戸市環境計画の見直しに向けた総括評価業務委託報告書（平成31年3月）

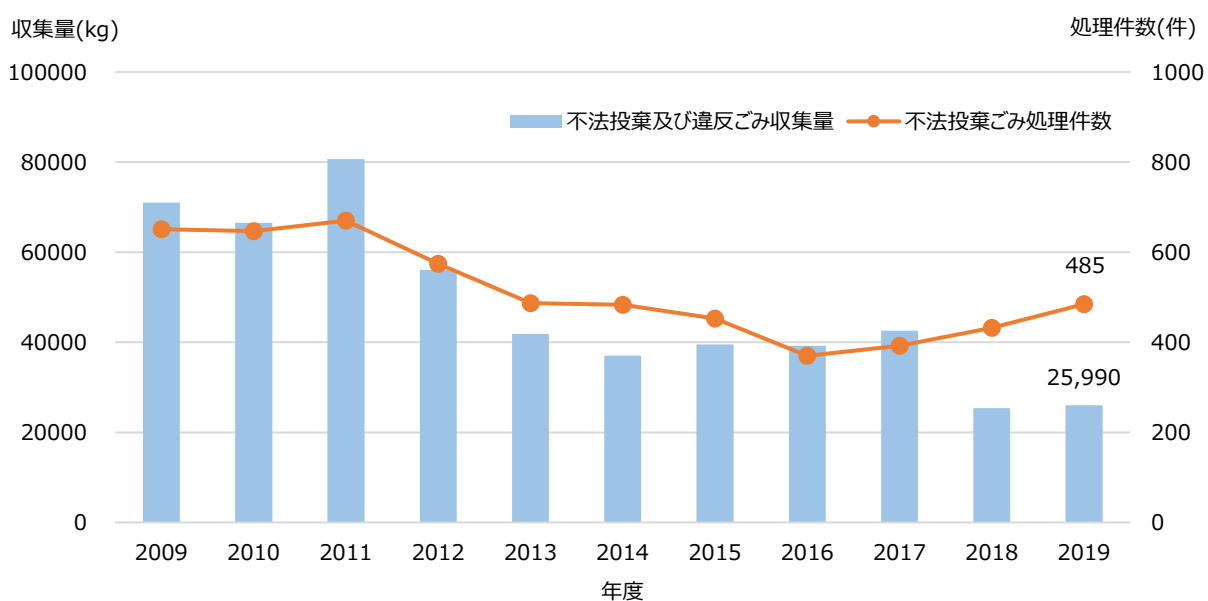
図 2.24 ごみ減量・資源化に向けた市民の取組

(才) 不法投棄の防止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定されており、一般家庭や事業所などから出たごみを不法に投棄する行為は禁止されています。

本市では、不法投棄多発地区において重点的にパトロールを実施し、地域から相談を受けた場合には、啓発看板を提供するなど、不法投棄の防止に努めています。

2019年度の不法投棄ごみ処理件数は485件、不法投棄及び違反ごみ収集量は約25,990kgとなっています。処理件数については、長期的に見ると減少しているものの、近年は微増傾向に転じています。



※「違反ごみ」とは、ごみ集積所に出された収集日以外の分別区分ごみをいいます。

出典：松戸市政の概要を基に作成

図 2.25 不法投棄の状況

■ 資源循環型社会分野における主な課題と課題解決の方向性

これまでの現状から、本分野における課題と課題解決の方向性は下記のとおりです。

（主な課題）

- 市内に最終処分場を確保することが困難であることから、ごみの発生を抑制する取組を更に進める必要があります。
- 今後もリサイクルの取組や意識啓発を推進することが求められます。
- ごみの分別において、燃やせるごみに資源化できるごみが混入している状況があります。
- 近年、不法投棄ごみの処理件数が微増しています。



（課題解決の方向性）

- 循環型社会を構築するために、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）を推進し、ごみの減量に取り組みます。
- 3Rを促進するために、市民・事業者への情報提供や廃棄物の適正処理についての意識啓発を行うとともに、効率的な収集体制と安定した処理体制を維持します。
- 引き続き不法投棄に対する監視を行います。



課題解決に向け、「基本目標2 資源循環型社会の構築」を設定します。

(3) 自然環境

(ア) みどりの概要

市域全体の緑被面積（2015年度）は約2,107haで、市全域の面積に対する緑被率は34.4%となっています。

前回調査（2005年度）と比較すると、緑被面積は約105ha減少し、緑被率は1.7ポイント減少しました。樹木地は樹木の生長や新たな整備によって増加している一方、特に市街化区域内の農地と草地在り、住宅地の整備や施設の建設、駐車場の整備などにより減少しています。

表 2.3 緑被の現状（緑被1㎡以上）

区域	市街化区域		市街化調整区域		市全域		
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
緑被	樹林地	654.39	14.7	326.70	19.3	981.09	16.0
	草地	128.74	2.9	222.89	13.2	351.63	5.7
	農地	203.14	4.6	464.71	27.5	667.85	10.9
	河川・池	19.26	0.4	87.10	5.2	106.36	1.7
	小計	1,005.53	(緑被率) 22.6	1,101.40	(緑被率) 65.2	2,106.92	(緑被率) 34.4
緑被以外	3,438.47	77.4	587.60	34.8	4,026.08	65.6	
合計	4,444.00	100.0	1,689.00	100.0	6,133.00	100.0	

※樹林地：樹木、樹林に覆われた部分（農地を除く）
 ※草地：公園、道路、施設の敷地等にある草に覆われた部分（農地を除く）
 ※農地：田、畑、果樹園、農業用施設等となっている部分
 ※河川・池：河川、池等の自然水面と認められた部分

出典：松戸市緑被現況調査（平成28年3月）

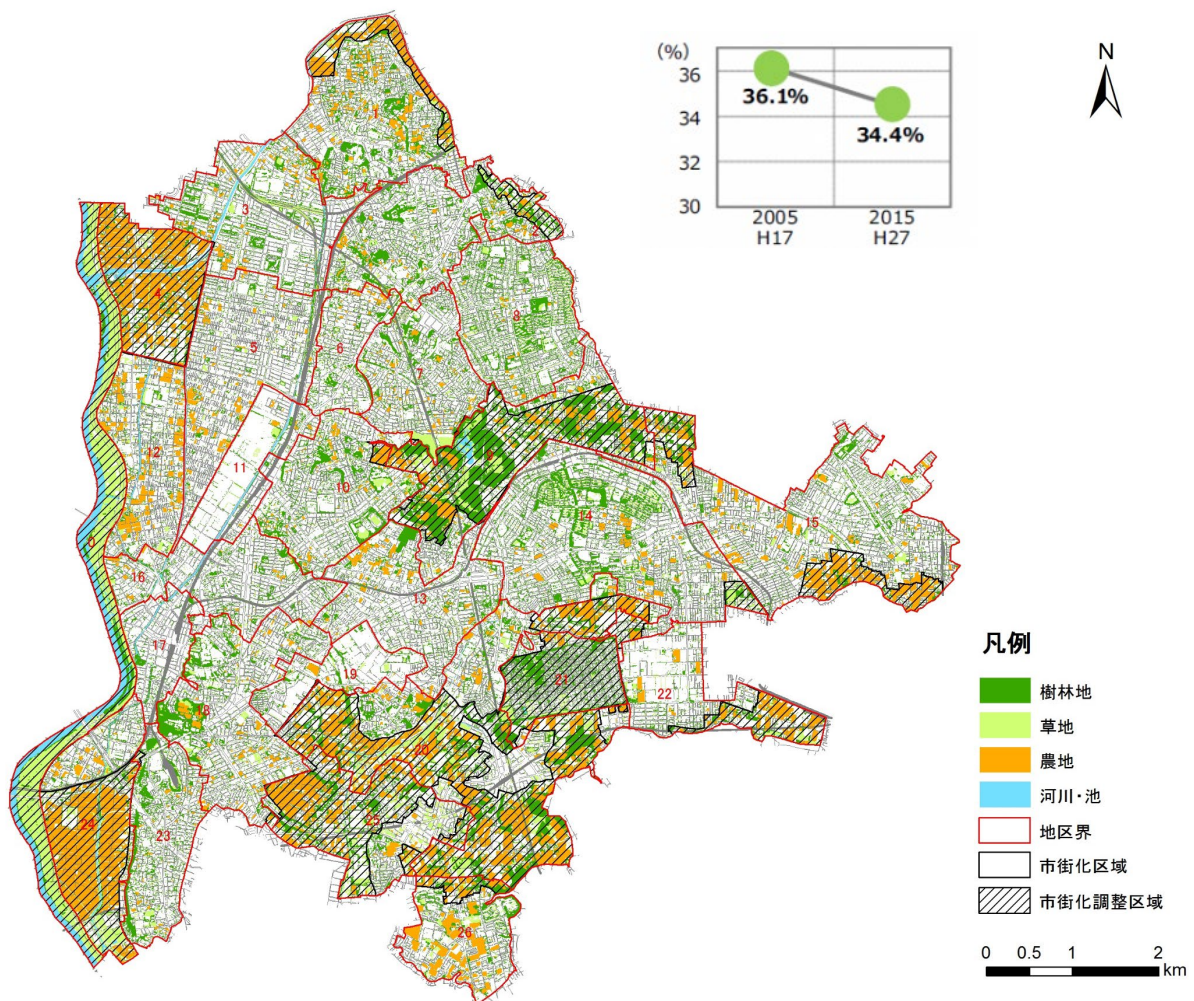


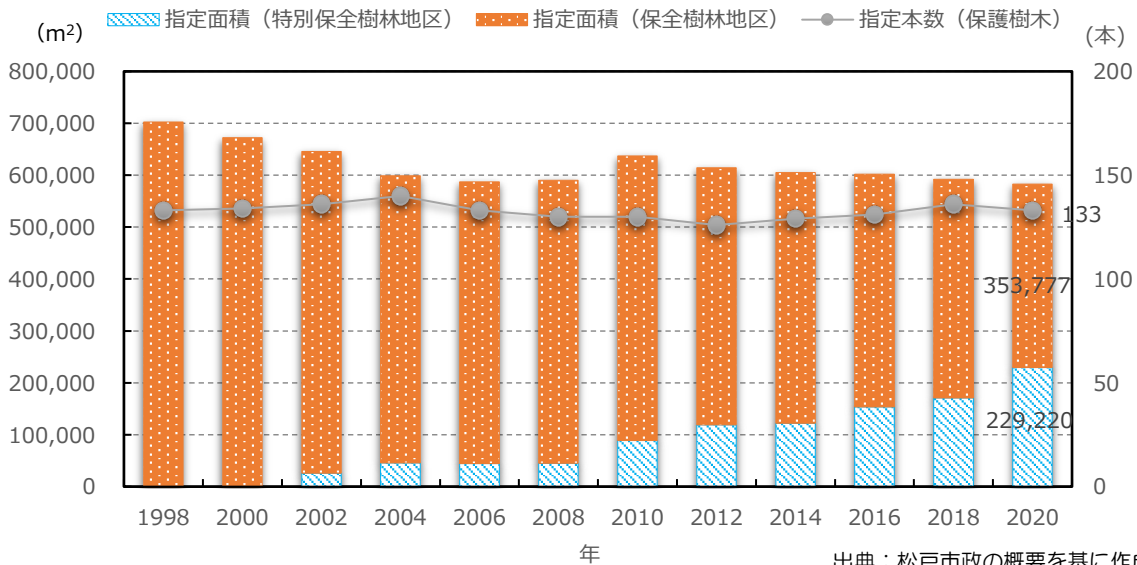
図 2.26 緑被分布図

(イ) みどりの保全事業

本市では、「松戸市緑の条例」によって特別保全樹林地地区、保全樹林地地区、保護樹木を指定し、市域のみどりの保全を進めています。

残された樹林地の減少に歯止めをかけるため、市全域のすべての樹林地を対象として、松戸市緑の条例に基づく保全樹林地地区の指定に努めるとともに、所有者の理解を得ながら、保全樹林地地区（3年更新）から、より担保性の高い特別保全樹林地地区（10年契約）への移行が進められてきました。2020年4月1日の特別保全樹林地地区の指定面積は229,220㎡、保全樹林地地区の指定面積は353,777㎡、合計で582,997㎡となっています。

また、2020年4月1日時点の保護樹木の指定本数は133本となっています。

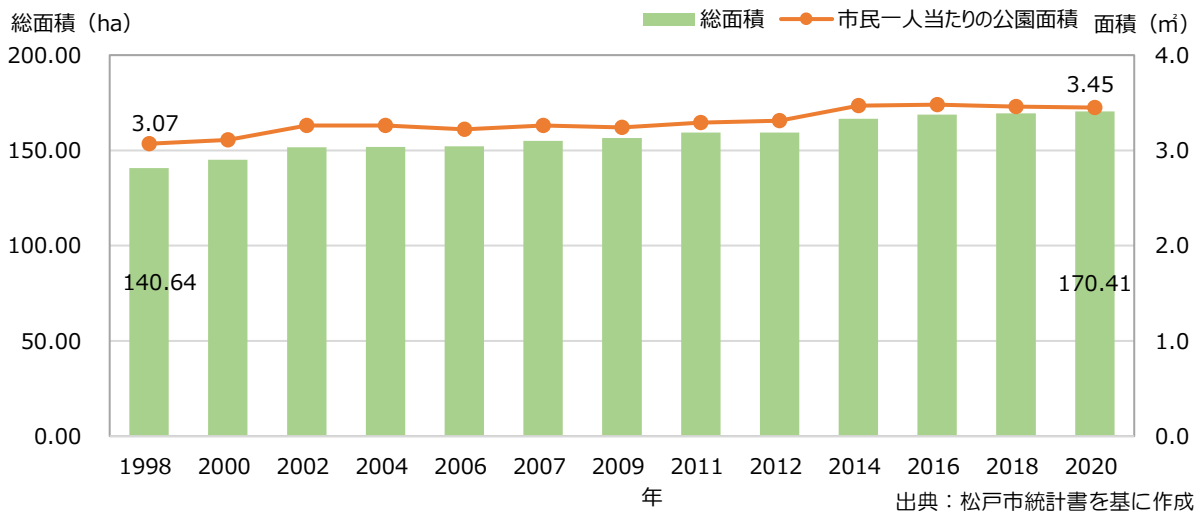


注) 指定面積は、各年の4月1日時点の数値です。 出典：松戸市政の概要を基に作成

図 2.27 特別保全樹林地地区と保全樹林地地区の推移

(ウ) 都市公園

本市の都市公園は長期的には増加傾向にあり、2020年3月末の都市公園は393箇所、170.41haとなっています。市民一人当たりの公園面積は、人口増加の影響もあり、3.45㎡/人に留まっています。



出典：松戸市統計書を基に作成

図 2.28 都市公園の推移

(エ) 水辺の保全

本市では、清流と豊かな自然環境の保持に向けて、浸水被害を少なくするとともに、自然環境に配慮した整備を行い、市民が親しめるような水辺の空間づくりを進めてきました。

市内の水辺空間は、多様な生き物の生息空間であると同時に、市民の憩いの場となっています。さらに、これらの水辺は、小学校の環境学習に利用されたり、地域の河川愛護団体による環境活動の場にもなっています。

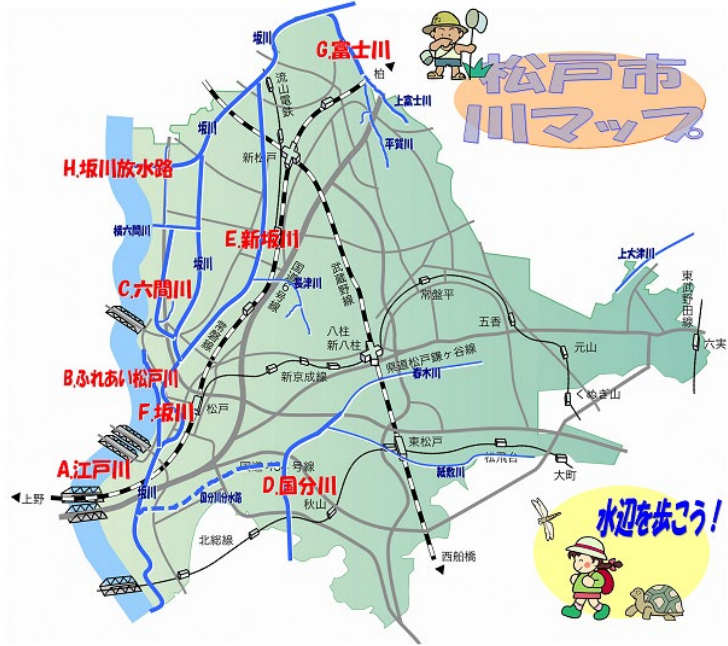


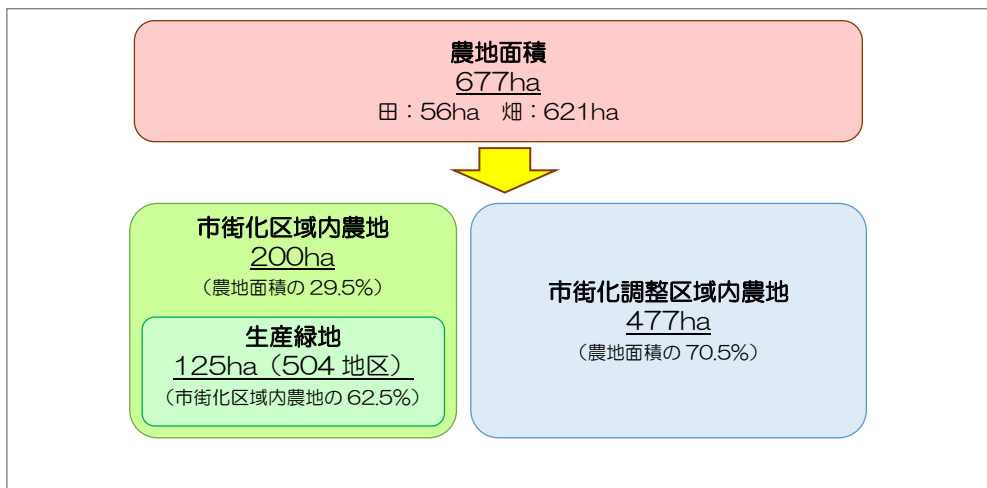
図 出典：松戸市ウェブサイト

図 2.29 市内の川マップ

(オ) 農地

本市の農地面積は 677ha となっており、田 56ha、畑 621ha となっています。このうち、市街化調整区域内農地が 477ha、市街化区域内農地が 200ha です。

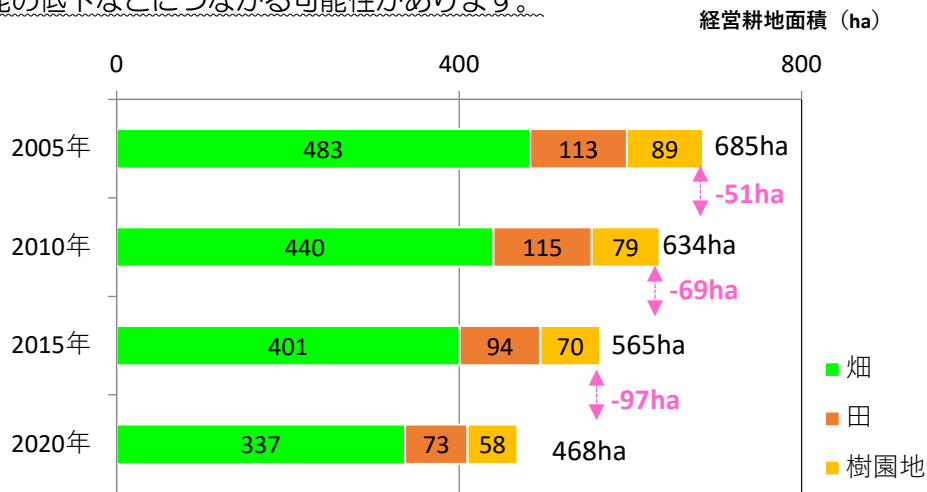
市街地（市街化区域）において、農地として保全していくことが定められた生産緑地については、125ha・504 地区（2018 年）となっています。2022 年以降、30 年間の営農義務を終える生産緑地については、指定の解除が可能となるため、宅地化が進むことが懸念されます。



出典：平成 30 年度固定資産概要調書

図 2.30 農地の現状

経営耕地面積は、685ha(2005年)から468ha(2020年)と15年間で217ha(31.7%)減少しています。農地面積の減少は、農産物の供給力の低下となるほか、緑地空間の減少、環境の保全機能の低下などにつながる可能性があります。



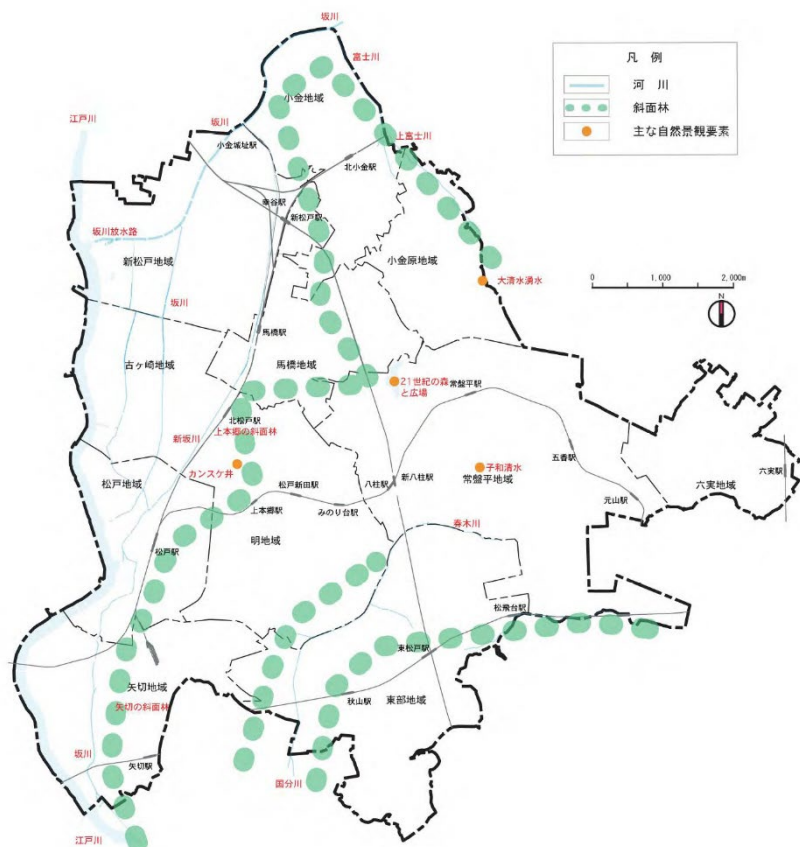
出典：農林業センサス（2020年）及び世界農林業センサス（2020年）を基に作成

図 2.31 経営耕地面積の状態

（カ） 景観の保全

本市には、自然、地形などに起因する景観要素として、市街地を縁取る斜面林や江戸川・坂川をはじめとする河川の水辺、農地などあり、これらは地域の特性や歴史、人々の暮らし方によって作られてきたものです。

本市では、これらの地域に馴染み深い自然を活かした都市景観の創造を図り、快適でやすらぎのある良好な生活空間の実現を目指し、市民や事業者と連携した取組を進めています。



出典：松戸市景観基本計画（平成21年3月）

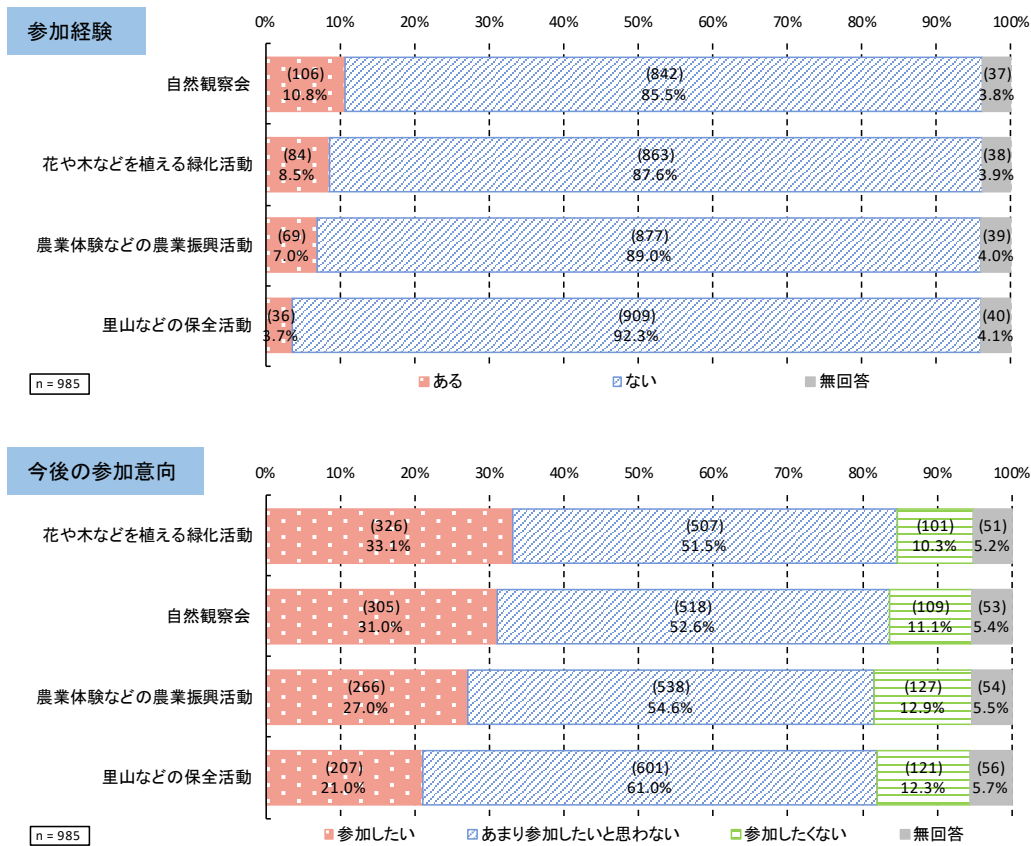
図 2.32 本市の自然景観要素

(キ) 自然とのふれあいの機会

本市では、21 世紀の森と広場における緑と花のフェスティバルや農業体験、森のこども館での自然体験などを通じて、幅広い年齢層がみどりや生き物とふれあう機会づくりを進めています。

2018 年度に実施したアンケート調査では、地域の環境保全活動・環境学習への参加経験は、最も多いもので「自然観察会」が 10.8%であり、その他は数%に留まっています。一方、今後の参加意向では、「花や木を植える緑化活動」が 33.1%、「自然観察会」が 31.0%などとなっており、参加意向のある人が多く存在していることがわかります。

このような自然とのふれあいに関する環境保全活動や環境学習に参加意向のある人が、自然とふれあうことのできる機会づくりを進めることが求められます。



出典：松戸市環境計画の見直しに向けた総括評価業務委託報告書（平成 31 年 3 月）

図 2.33 地域の環境保全活動・環境学習への参加経験及び参加意向

(ク) 地域環境調査

本市では、1999年度から地域の人々による「生き物調査（2005年度から地域環境調査）」が実施されています。近年は野鳥を対象に調査し、環境度の指標となる鳥類を点数化して算出することによって環境度を評価しています。2019年度における地域環境調査に基づく環境度は49点、野鳥の確認種数は123種で、概ね横ばいで推移しています。

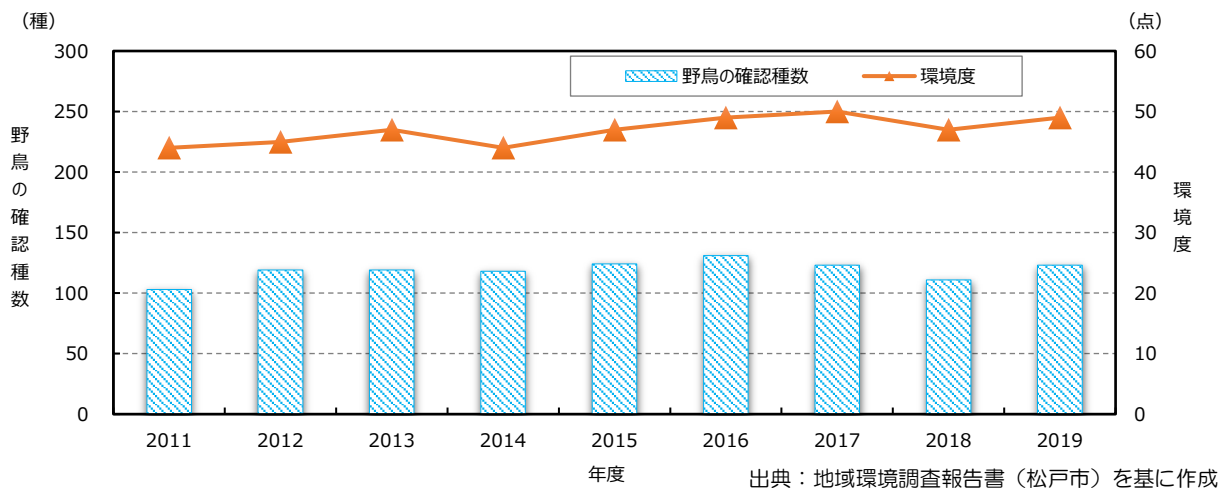


図 2.34 地域環境調査の状況

(ケ) 特定外来生物

特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものの中から、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）によって特定外来生物として指定されています。

代表的な特定外来生物には、哺乳類のアライグマ、爬虫類のカミツキガメ、昆虫類のヒアリ、アカカミアリ、クモ・サソリ類のセアカゴケグモ、植物のオオキンケイギク、アレチウリなどがあります。中には、松戸市で目撃情報が寄せられている生き物や、実際に生息が確認されている生き物もあります。

■ 自然環境分野における主な課題と課題解決の方向性

これまでの現状から、本分野における課題と課題解決の方向性は下記のとおりです。

(主な課題)

- 市内の樹林地や農地などは、開発や所有者の高齢化や相続の発生に伴って、減少する懸念があります。
- 市民の憩いの場となる都市公園等の適切な維持管理を進める必要があります。
- 様々な世代に対して、自然とふれあう機会づくりを進める必要があります。
- 市内でも、人や生態系に影響を及ぼす可能性がある特定外来生物等が目撃されており、実際に生息が確認されている生き物もあります。



(課題解決の方向性)

- 制度の活用や所有者への支援を行い、樹林地や農地などのみどりを保全します。
- 自然環境の保全と生き物との共生の両方の観点から、樹林地、公園、水辺、農地などの豊かな自然環境の適切な管理、利用を促進します。
- 市民が自然とふれあう機会や場をつくるとともに、自然環境を生かした景観づくりに取り組みます。
- 人や生態系への悪影響を及ぼす特定外来生物に適切に対処を行っていくことで、生物多様性を保全するとともに、人と野生動物とが適切に共存できる環境づくりに取り組みます。



課題解決に向け、「基本目標3 自然環境の保全と生き物との共生」を設定します。

(4) 生活環境

(ア) 大気環境

市内の大気汚染の状況を把握するため、一般環境測定局 3 局及び国道 6 号沿いに自動車排出ガス測定局 1 局を設置し、常時監視を行っています。

大気汚染物質のうち二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は様々な環境施策の実施により近年改善傾向にあります。

PM2.5 は、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下と非常に小さいために肺の奥まで入りやすく、呼吸系や循環器系への影響が懸念されているものですが、自動車排出ガス測定局では環境基準を達成できない状況が続いています。なお、PM2.5 が高濃度になる恐れがあると判断された場合、「PM2.5 による大気汚染への対応に係る国の暫定指針」に基づき、千葉県が注意喚起を行います。近年は、注意喚起を行う高濃度現象は発生していません。

光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因になる物質で、光化学オキシダントが発生しやすい昼間（5時から20時まで）の測定時間に対する環境基準値達成時間数の割合は市内 3 局で 97.9~99.7%（2019 年度）と、すべての局で環境基準が未達成となりました。なお、光化学スモッグに係る健康被害の防止については、「千葉県大気汚染緊急時対策要綱」により、オキシダント濃度が高くなると注意報や警報等が発令されますが、2019 年度に健康被害の報告はありませんでした。

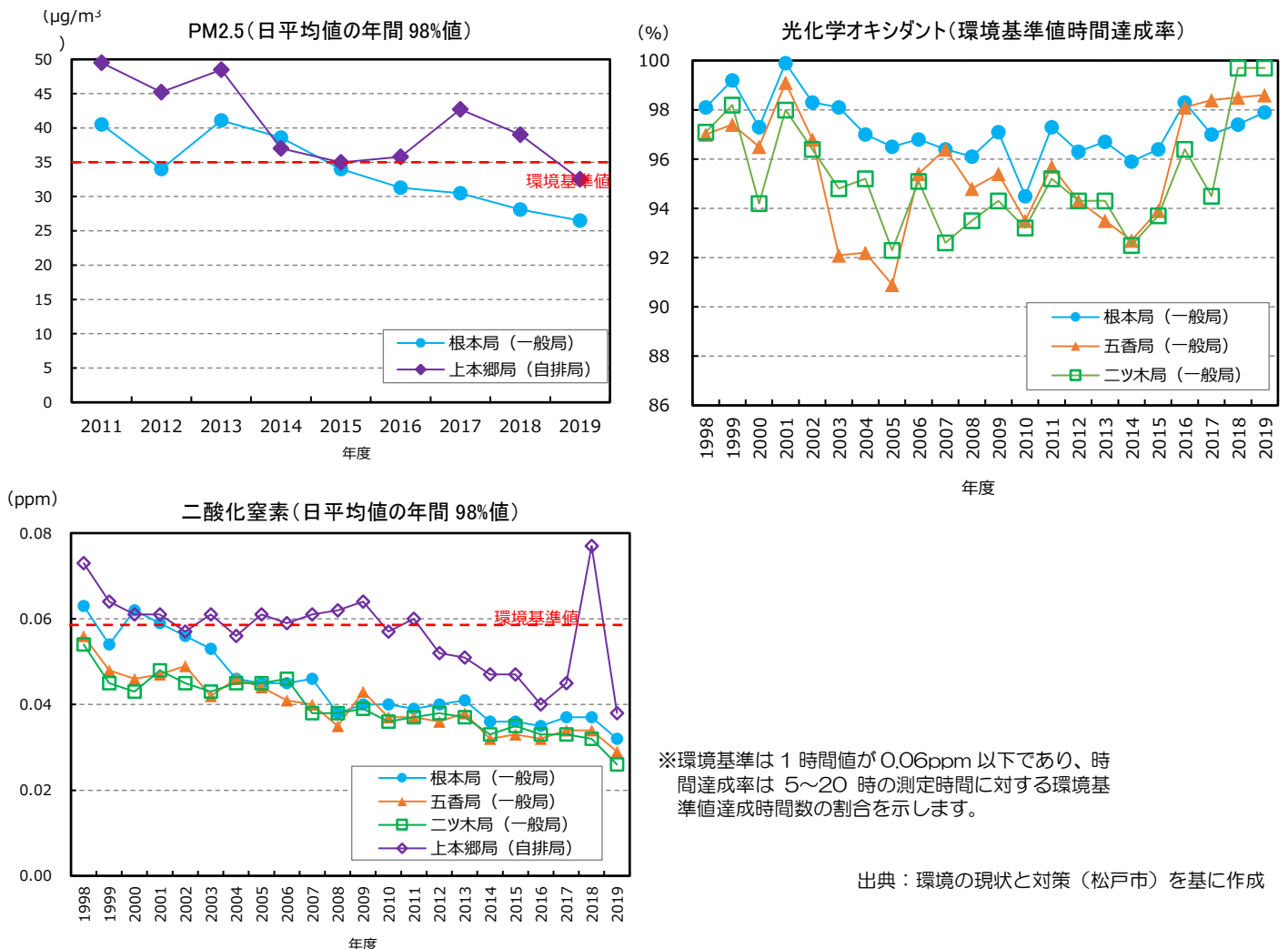
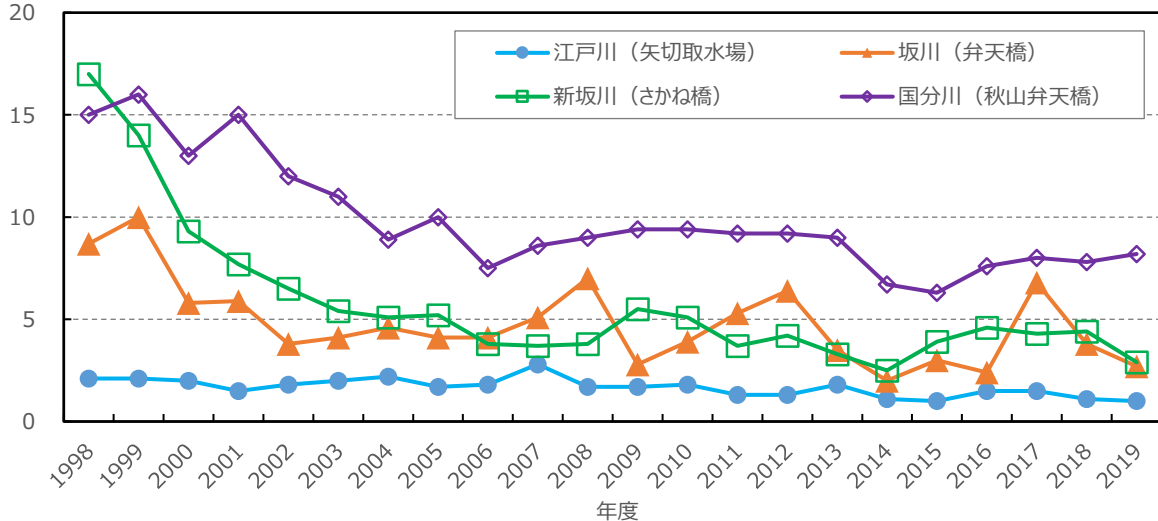


図 2.35 大気汚染物質の経年変化

(イ) 水環境・土壌環境

良好な水環境を創出するため、国、東京都、千葉県、流域自治体（松戸市、柏市、流山市）、地域住民代表等が一体となって「水環境改善緊急行動計画（江戸川中流部及び坂川清流ルネッサンス21計画）」、「第二期水環境改善緊急行動計画（江戸川・坂川清流ルネッサンスⅡ）」などの計画に基づく対策に取り組みました。引き続き協力体制を維持するために、2012年2月には「江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会」を設立しました。

2019年度の水質汚濁の状況は、市内を流れる河川においては概ね環境基準に適合しています。
(mg/L)



BOD（生物化学的酸素要求量）とは、水中の汚れを微生物が分解するときに消費する酸素の量です。数値が大きいほど、汚れが多いと評価します。

出典：環境の現状と対策（松戸市）を基に作成

図 2.36 BOD（75%値）の経年変化

地下水汚染については、水質汚濁防止法に基づき常時監視しています。市域全体の概況調査や汚染確認されている地区の代表的な井戸を調査する継続監視調査を実施しています。

土壌汚染については、土壌汚染対策法に基づき、2021年4月1日現在要措置区域2箇所、形質変更時要届出区域2箇所を指定し、土地所有者等が土壌汚染状況調査と汚染の除去等の措置を実施しています。

(ウ) 騒音・振動

2013年度から2017年度までの5年間における環境騒音の環境基準達成率は、昼夜共に80%以上となっています。

また、直近5年間における主要道路等での自動車騒音調査の環境基準達成率は、昼間が約66%、夜間が約48%であり、長期的には改善傾向で推移しています。道路交通振動レベルは、交通流等の変化による増減はあるものの、全調査地点で要請限度*を下回る状況が継続しています。

騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例では、著しい騒音・振動を発生する工場・事業場の特定施設や特定建設作業について届出を義務付け、規制基準を定めるなどしています。

*要請限度：騒音規制法及び振動規制法では自動車騒音及び道路交通振動の限度を定めています。限度を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、騒音は千葉県公安委員会に、振動は千葉県公安委員会又は道路管理者に対処を要請することができます。

(工) 公害苦情

本市では、公害紛争処理法及び松戸市公害防止条例に基づき、公害苦情相談員を配置し、住民の公害相談に応じ、苦情処理のために必要な調査、指導及び助言を行っています。

公害苦情件数全体は長期的には減少傾向にありますが、公害苦情の主な内容として、焼却や騒音に関するものが多く、2019年度においては公害苦情件数全体 120 件のうち、約 75%を占めています。

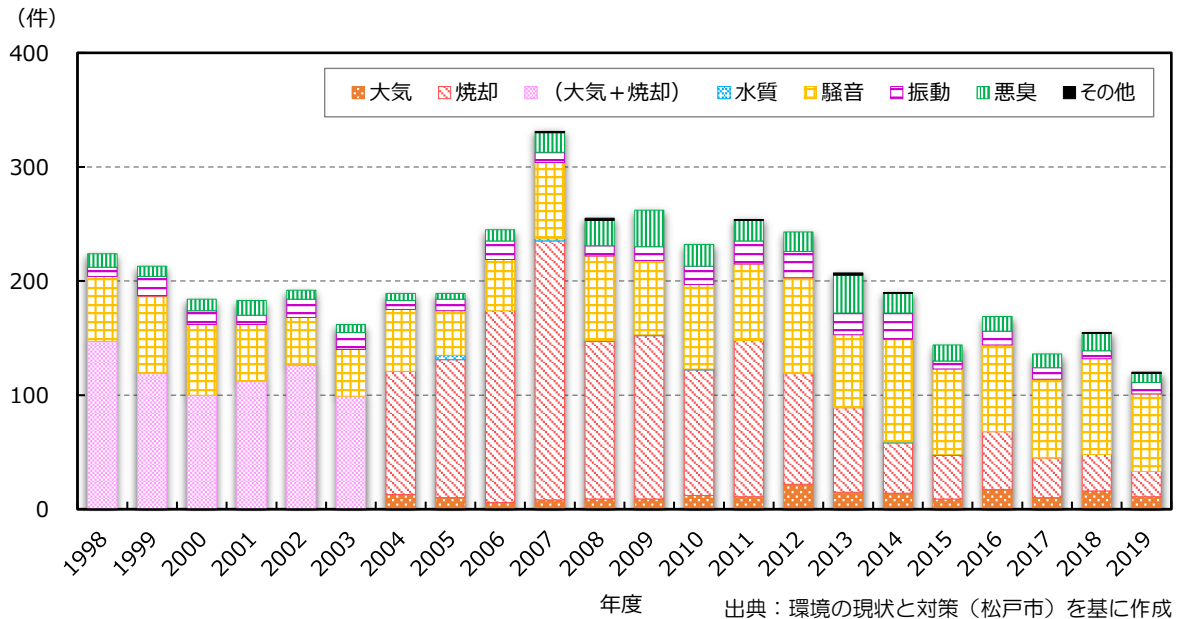


図 2.37 公害苦情件数の推移

(力) 空家対策

本市では適切な管理が行われていない空家等に対し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「松戸市空家等対策計画」に基づき、空家対策を総合的、計画的に推進してきました。2018年住宅・土地統計調査における本市の住宅総数は、254,860戸となっており、そのうち空家総数は32,250戸となっています。

空家率は、2008年の13.1%から2013年にかけては11.6%と減少傾向にありましたが、2018年では、12.7%と増加傾向を示しており、全体的には増加傾向にあると言えます。

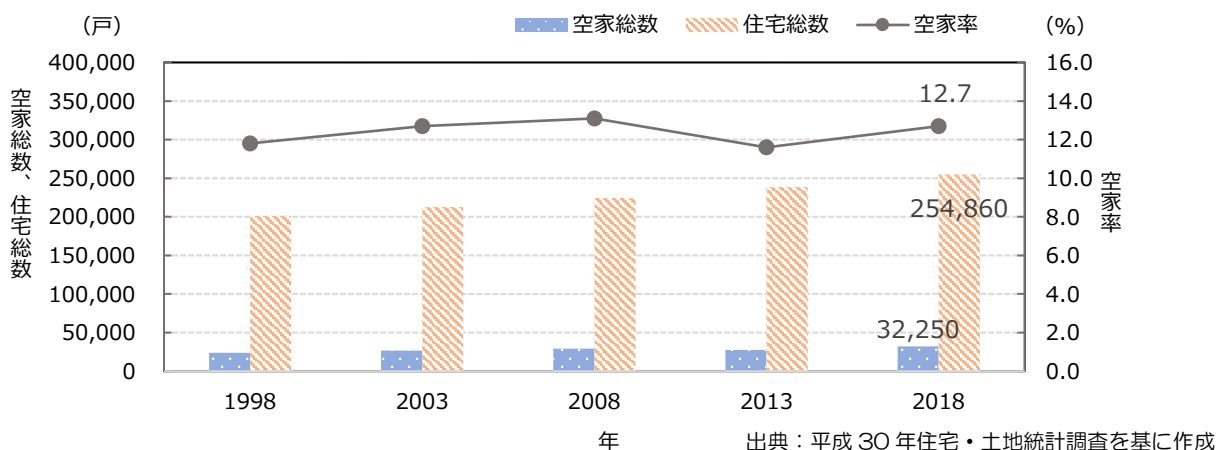


図 2.38 松戸市の空家の動向

■ 生活環境分野における主な課題と課題解決の方向性

これまでの現状から、本分野における課題と課題解決の方向性は下記のとおりです。

(主な課題)

- 大気汚染や水質汚濁は経年的には改善傾向にありますが、光化学オキシダントや幹線道路周辺の騒音問題などは依然として環境基準を達成していません。
- 広域的には、大気汚染や水質汚濁のリスク回避が必要です。
- 事業所からの騒音・振動・悪臭や、車や道路からの騒音・振動について一定の苦情が寄せられます。
- 空家の放置による生活環境への影響が懸念されます。



(課題解決の方向性)

- 安全・安心な生活環境を保全するため、広域的な課題については県と連携しながら、健康的で快適な日常生活が営める大気環境・水環境を確保します。
- 健康で快適な暮らしを確保するため騒音、振動、悪臭対策に取り組みます。
- 生活環境に悪影響を及ぼす空家対策に取り組みます。



課題解決に向け、「基本目標 4 安全・安心で快適な生活環境の保全」を設定します。

(5) 環境学習・環境活動

(ア) 環境学習

本市では、一人ひとりが環境に関する理解を深めるため、年間を通じて市民が多く集まる各種イベント等の機会に、意識啓発を行っています。

また、パートナー講座（出前）、事業者との連携による環境学習出前講座をはじめとする様々な環境学習の機会を提供しています。生涯学習推進課の実施する講座などにおいても環境に関する内容を取り上げ、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした環境学習を推進しています。

なお、2018年度に実施したアンケート調査では、市民の地域の環境学習・環境保全活動への参加経験は少なく、参加意向のある人に対して、環境学習や環境活動の機会づくりが求められます。（p.33 図 2.33 地域の環境保全活動・環境学習への参加経験及び参加意向」参照）

表 2.4 環境に関する意識啓発を行っている市内の主なイベント

イベント	開催時期
桜まつり	3月～4月
緑と花のフェスティバル	4月
オープンフォレスト in 松戸	5月
松戸まつり	10月
大農業まつり	11月
ふれあいフェスタ	11月
モリヒロフェスタ	11月
松戸のみどり再発見ツアー	通年

表 2.5 環境分野のパートナー講座（出前）

番号	講座名	講座内容	担当所属
1	地球温暖化とわたしたちができること	地球温暖化ってなあに？水素ってなあに？おうちでできる 省エネルギー！など。	環境政策課
2	松戸の大気環境について	市が行っている環境測定を通して松戸の大気環境について説明します。	環境保全課
3	市内河川とわたしたちの暮らし	松戸市内河川の水質の汚濁状況の紹介し、自分たちの生活と河川のかかわりを学ぶ。	環境保全課
4	減らそうごみ ～できることからはじめよう～	ごみに関する市の施策やご家庭で取り組めるごみの減量方法について説明します。	廃棄物対策課
5	家庭ごみの分け方・出し方について	市が収集するごみ、収集しないごみ、取り扱いできないごみ、不法投棄等の情報提供について。	環境業務課
6	リサイクル活動・生ごみ処理容器等補助金を活用しよう	リサイクル活動（集団回収）、生ごみ処理容器等補助金の内容を説明します。	環境業務課

(イ) 環境活動

本市では、市民や事業者など多様な主体と連携し、環境について考え、身近な地域で実際に活動する機会を提供してきました。

本市における特徴的な活動として、里山を保全・活用するため、市民、行政の協働により、毎年、「里やまボランティア入門講座」が開催されるとともに、講座を修了したグループによるボランティア活動が盛んに行われています。また、公園緑地の愛護活動団体や花いっぱい運動活動団体などの活動が行われており、みどりの保全や緑化活動の重要な担い手となっています。2020年度現在、里やまボランティア団体は19団体、花いっぱい運動活動団体は99団体、公園緑地活動団体は178団体が、市内で活動しています。



花いっぱい運動活動団体の様子

その他にも、道路・河川・公園の愛護活動や地域の集団回収、市民ぐるみでクリーンデー、江戸川クリーン大作戦、不法投棄防止パトロールなどの活動によって、地域のより良い環境づくりが進められています。学校においても、地域への社会奉仕活動として、生徒たちによる清掃活動や動植物の保護等が行われています。

地域の環境活動に参加しやすい仕組みづくりや人材育成などにより、このような多様な主体との連携した環境活動を広げていく必要があります。

(ウ) 美化活動

松戸市地区環境美化組織連合会は、1973年に松戸市地区衛生組織連合会として、地域の公衆衛生活動に取り組んでいる町会や自治会を会員に結成されました。地域の自主的な清掃活動や衛生活動を推進するため、薬剤や器具の斡旋、研修会の開催などの事業活動を実施しています。

1997年度からは、これまでの衛生活動に加え、地域のより快適な環境づくりを目指して、名称を松戸市地区環境美化組織連合会に変更し、活動範囲を拡大しています。本市では、この連合会の活動を支援するため、補助金を交付するなどしています。

■ 環境学習・環境活動における主な課題と課題解決の方向性

これまでの現状から、本分野における課題と課題解決の方向性は下記のとおりです。

(主な課題)

- 一人ひとりが環境に配慮した行動をとることができるように、大人から子どもまで幅広い世代が環境について学ぶ機会を提供する必要があります。
- 多様な主体が、地域などの身近な場面で環境活動を実践できる機会の提供を進める必要があります。
- 多様な主体の活動を支援するとともに、ボランティア等、活動の担い手育成に取り組む必要があります。
- 市民・事業者・市の連携を強化し、環境活動を広げていく必要があります。



(課題解決の方向性)

- 市民・事業者・市の各主体が環境に関する理解を深め、自らの責任と役割を自覚できるような環境学習の場と機会を創出します。
- 様々な主体が連携し、効果的に環境保全活動に取り組めるような市民や事業者の環境活動を促進します。
- 環境学習、環境活動を促進するために、積極的な情報提供や意識啓発を行います。



課題解決に向け、「分野共通事項 環境学習と環境活動の推進」を設定します。

第3章 めざすまちの将来像と基本目標等

3.1 めざすまちの将来像

本市は、江戸川のゆるやかな流れと下総台地がつくる広々とした自然の上に、先人たちの努力や歴史的な背景、恵まれた地理的条件のもと、首都圏の主要都市として発展してきました。

私たちは、先人から受け継がれてきた風土、きれいな大気や水、恵み豊かな環境を基盤として日々の暮らしや社会経済活動を行っており、人と自然が共生しつつ、健康を保ち、文化的な生活を営むことができるよう、将来の世代により良い環境を引き継いでいかなければなりません。

近年の様々な環境問題は、私たちの日常生活や社会経済活動から生じる過大な環境負荷が原因とされ、環境問題を解決するためには、私たち自身の取組がますます重要となっています。また、これらの環境問題は、私たち自身が加害者にも被害者にもなり得る側面を持っており、市民、事業者、市のそれぞれが、それぞれの責務と役割を自覚し、互いに協働・連携して積極的な取組を進めていくことが必要です。

こうしたことを踏まえ、松戸市が9年後に「めざすまちの将来像」を次のとおり定めます。

めざすまちの将来像

人と環境にやさしい持続可能なまち まつど



3.2 基本目標等

本計画では、「めざすまちの将来像」を実現するために、次の基本目標等を定めます。

【基本目標 1】地球温暖化対策の推進

市民・事業者・市が一体となり、日常生活や事業活動において省エネルギー化やエネルギーの効率的な利用、再生可能エネルギーの導入・利用を進めることで、温室効果ガス排出量の削減に取り組み、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。また、避けられない地球温暖化の影響に対応するため、適応策にも取り組みます。

【基本目標 2】資源循環型社会の構築

限りある資源を無駄なく効率的に利用していくために、市民・事業者・市の各主体の環境配慮行動のもと、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の循環的利用や適正処理を推進し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築を目指します。

【基本目標 3】自然環境の保全と生き物との共生

都市環境の維持・改善、生き物の生存基盤、防災・減災、食料生産など、多様な機能を持つ緑地、公園、水辺など本市の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくために、これらを保全し、適正な管理と利用を進めることで、人と自然との共生を図ります。

【基本目標 4】安全・安心で快適な生活環境の保全

市民生活や事業活動の基盤となる良好な大気・水環境が整った安全・安心な暮らしの確保を図ります。また、騒音、振動、悪臭の少ない快適な暮らしの確保を図ります。

【分野共通事項】環境学習と環境活動の推進

各主体が地域や地球の環境について学び、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、主体的に行動できるよう、子どもから大人まで幅広い世代の環境学習や環境活動の機会を創出します。

めざすまちの将来像

人と環境にやさしい持続可能なまち まつど



基本目標 1

地球温暖化対策の
推進

基本目標 2

資源循環型社会の
構築

基本目標 3

自然環境の保全と
生き物との共生

基本目標 4

安全・安心で快適な
生活環境の保全

分野共通事項

環境学習と環境活動の推進

図 3.1 めざすまちの将来像と基本目標等

3.3 施策の体系

【めざすまちの将来像】

人と環境にやさしい持続可能なまち
まっど

【基本目標・分野共通事項】

【施策の方向性】

<p>基本目標 1 地球温暖化対策の推進</p>     	<p>温室効果ガスの削減</p>
<p>基本目標 2 資源循環型社会の構築</p>  	<p>廃棄物の減量と資源化</p>
<p>基本目標 3 自然環境の保全と生き物との共生</p>  	<p>自然環境の保全</p>
<p>基本目標 4 安全・安心で快適な生活環境の保全</p>    	<p>環境汚染の防止</p>
<p>分野共通事項 環境学習と環境活動の推進</p>  	<p>環境学習の推進</p>
	<p>環境活動の推進</p>

※各分野に関わりの深いSDGsの目標を示しています。

【施策】

- ①家庭における脱炭素化の推進
- ②事業所における脱炭素化の推進
- ③市施設における脱炭素化の率先
- ④脱炭素型のまちづくりの推進

- ①気候変動に伴う災害対策の推進
- ②気候変動に起因した健康影響被害の軽減

- ①ごみの発生抑制（リデュース）
- ②ごみの再使用（リユース）
- ③ごみの再生利用（リサイクル）

- ①適正排出と効率的な収集体制の維持
- ②安定した処理体制の維持
- ③不法投棄対策の推進

- ①みどりの保全・管理、緑化推進
- ②公園の適正な管理・利用促進
- ③豊かな水辺の保全・管理
- ④農地の保全、利用促進
- ⑤地域のみどりを生かした景観づくり

- ①生き物の生息できる環境の保全
- ②外来生物対策、情報提供

- ①大気環境の保全
- ②水環境の保全
- ③土壌汚染への対策

- ①騒音・振動・悪臭等への対策
- ②都市空間の美化

- ①環境学習の機会の充実
- ②子どもたちが自然と触れあう機会の創出
- ③環境学習に関する情報発信

- ①環境活動の機会の充実
- ②市民・事業者との連携
- ③環境活動を担う人材の育成
- ④環境活動に関する情報発信

第4章 施策と取組

4.1 地球温暖化対策の推進

<国際社会・国の動き>

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとなっています。

2015年12月には、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択され、翌年発効しました。

この枠組みに対応するため、2016年5月に、2030年度の温室効果ガス削減目標（2013年度比26.0%削減）を定めた「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。また、2019年6月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、ビジネス主導のイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指すこととしました。

さらに、2020年10月には、内閣総理大臣の所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

<気候変動への適応>

近年増加傾向にある気候変動に起因する自然災害や暑熱、感染症等への対応も求められており、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は、車の両輪として取り組む必要があります。2018年11月には、「気候変動適応計画」が閣議決定され、気候変動に対する各種の適応策が推進されています。

<持続可能なエネルギーの利用>

2011年3月11日に発生した東日本大震災と、これに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、今日の社会経済システムと自然との関わり方や安全・安心の視点から、持続可能なエネルギー利用の必要性を認識する契機となりました。国では、2015年7月に「長期エネルギー需給見通し」を発表し、エネルギー供給の安定化と温室効果ガス排出削減に向けて、再生可能エネルギーの普及促進等に取り組むこととしています。

これらのエネルギー問題は、節電や省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの選択など、私たちの暮らし方に大きく関わっています。

コラム 気候変動への適応

気候変動の影響は、私たちの暮らしの様々なところに既に現れています。例えば、気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響などがあります。

「緩和策」と呼ばれる、温室効果ガスの排出量を減らす努力などに加えて、既に起こりつつある気候変動の影響に対処し、被害を回避・低減していく「適応策」を施していくことが重要です。

「適応策」の例として、農作物などの食を守るための取組、気象災害から身を守るための取組、熱中症など健康を守るための取組などが進められています。

緩和とは？ 適応とは？



出典：気候変動適応情報プラットフォームウェブサイト 一部抜粋

<本市における課題と今後の方針>

本市の温室効果ガス排出量は年々減少傾向にあるものの、松戸市地球温暖化対策実行計画に掲げる削減目標達成のためには、更なる省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の普及を進めていく必要があります。

本分野では、市民生活や事業活動の脱炭素化を図るため、積極的な意識啓発や省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入を促進します。市有施設においても省エネルギー設備等を率先的に導入することで、市民・事業者・市が一体となった温室効果ガスの削減の機運を高めていきます。加えて、経済と環境の好循環、交通含む脱炭素型社会インフラの整備を図ることで持続可能な都市構造の構築を目指します。

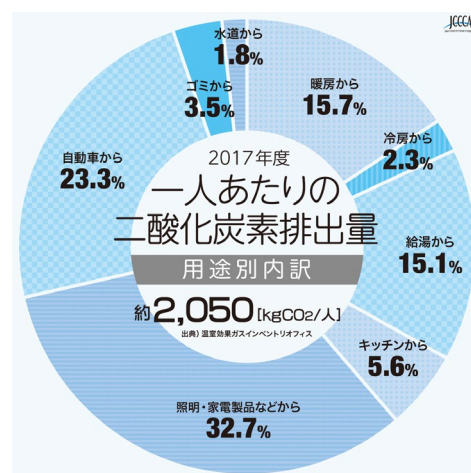
また、避けられない地球温暖化の影響に対応するため、気候変動に起因する自然災害への対応、暑熱対策や感染症対策等の適応策にも取り組みます。

市民・事業者の役割

市民・事業者が主体となって進める取組について、主なものを示します。

<市民の役割>

- 日常生活における電気、ガス、ガソリン等の使用に際して、省エネルギーを心がける。
- 省エネルギー・再生可能エネルギー設備やクリーンエネルギー自動車の導入に努める。
- 住宅の新築・改築時には、断熱性能の高い構造や素材を選ぶなど住宅の省エネルギー化を図るとともに、ZEH等の省エネルギー住宅の導入を検討する。
- 外出時には、公共交通機関や自転車を利用するか、徒歩で行く。
- アイドリングストップなどエコドライブを実践する。



出典：温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブページ

<事業者の役割>

- 事業活動における電気、ガス、ガソリン等の使用量を把握し、エネルギーの無駄な使用を削減する。
- クールビズやウォームビズを励行する。
- 設備更新の際には、高効率空調やクリーンエネルギー自動車などの環境負荷の少ない製品の導入に努める。
- 事業所の新築・改築時には、断熱性能の高い構造や素材を選ぶなど建物の省エネルギー化を図るとともに、ZEB*等の省エネルギービルの導入を検討する。
- 職場への通勤時には、公共交通機関や自転車、徒歩を推奨する。
- アイドリングストップなどエコドライブを推進する。

※ZEB：外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。

市の施策

1 温室効果ガスの削減

① 家庭における脱炭素化の推進

広報まつどや市ウェブサイト、市役所でのパネル展示、イベント等での市民に向けた意識啓発によって、家庭における省エネルギー行動を推進します。また、家庭への省エネルギー・再生可能エネルギー設備やクリーンエネルギー自動車の導入支援などを進めます。

●具体的な取組例 ～COOL CHOICE in MATSUDO～

CO₂などの温室効果ガスの排出削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことを『COOL CHOICE』といいます。

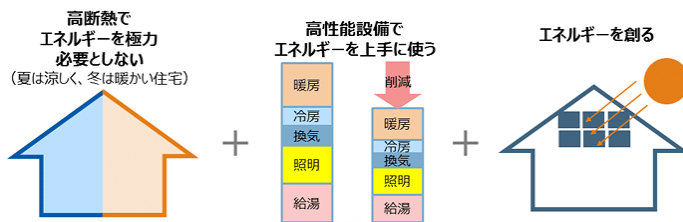
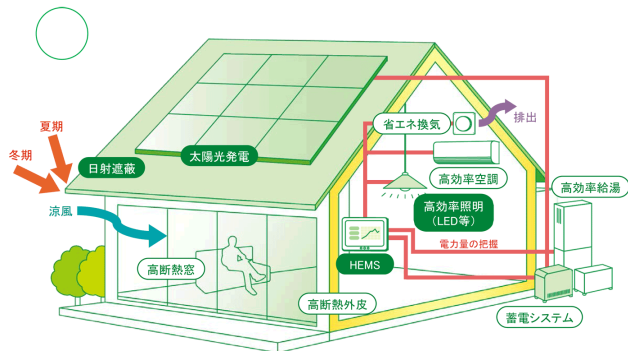


松戸市は、「未来のまつどのために今はじめよう」をスローガンに美しい地球を未来の子どもたちに引き継ぐため、人や地域との繋がり、エネルギーの繋がりなどを市内に広げ、本市のイノベーションで、「エコシティまつど」を実現し、選ばれるまち「まつど」を目指しています。

コラム

ゼッチ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

ゼッチ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。市では、市内のゼロエネルギー住宅等を購入等について、補助金を交付しています。



出典：資源エネルギー庁ウェブサイト

② 事業所における脱炭素化の推進

事業所における環境配慮行動を推進するために、省エネルギー・再生可能エネルギー設備やクリーンエネルギー自動車の導入支援や各種情報提供を行います。また、地球温暖化対策推進事業所と連携を図り、登録事務所の先駆的な取組やノウハウを広く紹介することなどで事業所の環境配慮行動を促進します。

●具体的な取組例 ～地球温暖化対策推進事業所～

温室効果ガスの削減や省エネルギー・省資源化などの環境に配慮した取組を行っている市内の事業所を「地球温暖化対策推進事業所」として登録し、登録事業者の積極的な取組内容をウェブサイト等で紹介することで、事業者の温暖化対策を推進しています。



③ 市施設における脱炭素化の率先

市職員は、市施設のエネルギー使用量を把握し、節電や燃料の使用量削減に率先して取り組みます。また、施設設備の更新時には省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を検討し、併せて、市廃棄物処理施設における熱や電力の有効活用についても検討します。公用車導入に際しては、より環境にやさしい車の導入を進めます。市の事務や工事等において用いる物品や資材等については、グリーン購入及び環境配慮契約を実施します。

④ 脱炭素型のまちづくりの推進

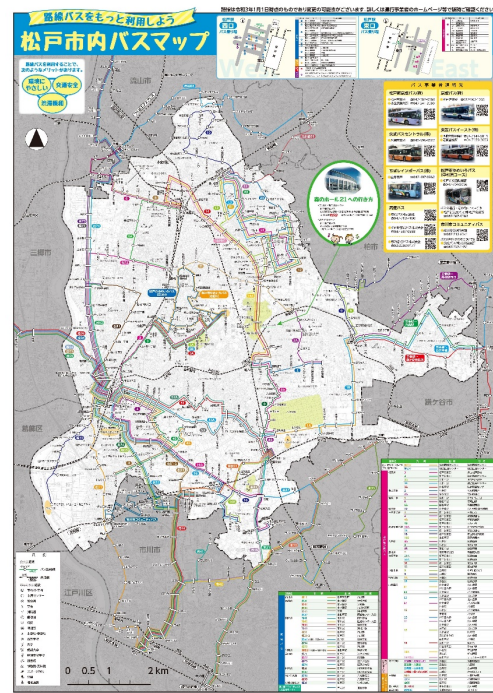
住まいや建築物のエネルギー消費性能の向上を図りつつ、生活サービス機能へアクセスしやすい環境を整えたコンパクトなまちづくりを目指します。既成市街地の整備時においても機会を捉えてエネルギー効率を考慮した街づくりを推進します。

また、エコドライブやカーシェアリングについての啓発を行うとともに、徒歩、自転車、公共交通機関の利用を促します。また、環境負荷の少ない電気自動車やカーシェアリングなどの普及を促進し、環境負荷の少ない交通システムへの転換を目指します。

●具体的な取組例 ～公共交通の利用促進～

市では、各バス会社の路線図を一つにまとめた、「松戸市内バスマップ」を作成・配布し、市内でお出かけする際の公共交通利用を促進しています。

また、市内の交通事業者も、誰もが利用しやすい交通環境の整備を進めています。



※マップは松戸市のウェブサイトからダウンロードできます。

施策名	主な施策内容	主な担当課
①家庭における脱炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー行動の促進 省エネルギー設備の導入促進 再生可能エネルギーの活用促進 	環境政策課
②事業所における脱炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー行動の促進 省エネルギー設備の導入促進 再生可能エネルギーの活用促進 	環境政策課 商工振興課
③市施設における脱炭素化の率先	<ul style="list-style-type: none"> 職員の率先的な取組の推進 公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進 市廃棄物処理施設における熱及び電力の活用の検討 	環境政策課 財産活用課 廃棄物対策課
④脱炭素型のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 市街地整備に伴う脱炭素に配慮したまちづくり 移動手段の脱炭素化の推進 交通の円滑化による環境負荷の低減 	環境政策課 交通政策課 都市計画課 街づくり課 新拠点整備課

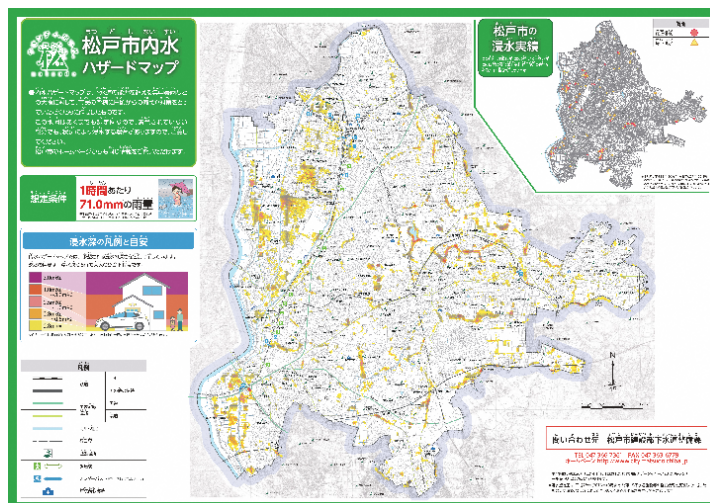
2 気候変動への適応

① 気候変動に伴う災害対策の推進

気候変動に伴う風水害等の災害への対策について、意識啓発やハザードマップなどの情報提供等を行います。また、大規模災害に伴う廃棄物に対しては、松戸市震災廃棄物処理計画に基づき、関係各機関と連携した災害廃棄物を適正に処理する体制づくりを強化します。

併せて、グリーンインフラとしてのみどりの保全・整備を推進します。

●具体的な取組例 ～内水ハザードマップ～



内水とは、河川の水を外水（がけすい）と呼ぶのに対して、河川の堤防で守られた土地（住宅地や道路などが生活する土地）に溜まる水を意味します。近年、多発するいわゆるゲリラ豪雨や、都市化による田畑などの減少により、全国的に道路冠水や住宅の浸水被害が起きやすい状況にあります。市では、「松戸市 内水ハザードマップ」を作成し、市民の防災意識の向上と自発的な避難の意識啓発を図っています。なお、マップは松戸市のウェブページからダウンロードできます。

② 気候変動に起因した健康影響被害の軽減

気温上昇による熱中症被害や病害虫の分布拡大による感染症被害のリスクについて、市ウェブサイトやパンフレットの配布、健康教育の講座等を通して、健康被害の軽減のための情報提供を積極的に行います。

施策名	主な施策内容	主な担当課
①気候変動に伴う災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・クールスポットとなる公園・緑地の保全・整備 ・屋上緑化・壁面緑化や敷地内の緑化の誘導 ・風水害に関する情報提供の充実 ・河川、下水道の整備 ・建築や開発の機会を捉えた雨水浸透施設の設置促進 ・災害廃棄物適正処理の体制づくり 	危機管理課 公園緑地課 みどりと花の課 下水道整備課 河川清流課 廃棄物対策課
②気候変動に起因した健康影響被害の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症予防に関する意識啓発 ・感染症対策 	健康推進課 健康福祉政策課

4.2 資源循環型社会の構築

<循環型社会形成に向けた動き>

循環型社会を形成するためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会からの転換を図り、環境への負荷を低減し、限りある資源を無駄なく効率的に利用していくことが必要です。

そのためには廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを可能な限り推進することが求められます。

国では、2000年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、各種リサイクル関連法の整備を踏まえて3Rの推進に取り組んできましたが、資源化率の向上や最終処分量の削減などを更に進めていくことが課題となっています。

<食品ロスの削減>

食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品ロス問題がクローズアップされています。食品廃棄物については、2000年に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、2019年に「食品ロス削減推進法」が制定され、食品廃棄物等の発生抑制が進められており、私たち一人ひとりが暮らしの中で食品ロスを出さない取組が求められています。

<ワンウェイのプラスチックの排出抑制>

近年、海洋プラスチックごみ問題も顕在化していることから、2019年にプラスチック資源循環戦略が策定されました。プラスチックごみの削減とリサイクルを促進するため、私たちの生活の中でも、使い捨てプラスチック製品（食器、カトラリー類、ストロー、レジ袋など）の使用を見直し、使用削減につなげていくことが重要です。

<本市における課題と今後の方針>

本市では、市民一人当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。市内に最終処分場を確保することが困難であることから、ごみ削減に継続的に取り組む必要があります。

本分野では、循環型社会を構築するために、廃棄物の3Rを推進します。そのために、家庭ごみについては市民への情報提供や意識啓発を行います。また、事業系ごみについては事業者に対しての情報提供や適正処理の指導を行います。また、不法投棄については監視を行い、廃棄物の適正処理を推進します。

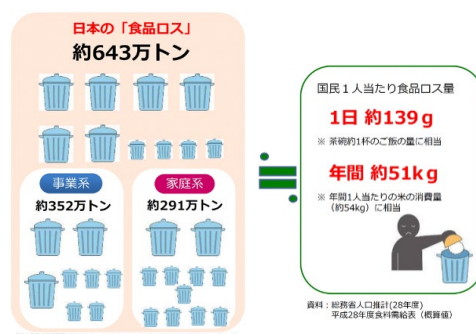
コラム

食品ロスの状況

日本では、年間 2,759 万トン^{*}の食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 643 万トン^{*}と推計されています。

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（2017 年で年間約 380 万トン）の 1.7 倍に相当します。また、食品ロスを国民一人当たりで換算するとお茶碗約 1 杯分（約 139g）の食べものが毎日捨てられていることになります。^{*}農林水産省及び環境省「平成 28 年度推計」

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。



出典：食品及びリサイクルをめぐる情勢（農林水産省）

市民・事業者の役割

市民・事業者が主体となって進める取組について、主なものを示します。

<市民の役割>

- ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）に努める。
- 市のルールに沿って、ごみの適正分別・適正排出を行う。
- 廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関して市の施策に協力する。
（雑紙等資源になるごみの分別を徹底する。食品ロス削減のため、食品を買いすぎない、使い切る、食べきる、フードドライブに協力する等。）



<事業者の役割>

- 法令等を遵守し、廃棄物を適正に処理する。
- 事業活動に伴って発生する廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組む。
- 廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関して市の施策に協力する。
（雑紙等資源になるごみの分別を徹底する。食品リサイクルの取組やフードバンクへの協力等。）

市の施策

1 廃棄物の減量と資源化

① ごみの発生抑制（リデュース）

私たちの生活、経済、社会を持続可能なものとするためには、一人ひとりが廃棄物の削減について意識して行動する必要があります。そして、正しい行動を選択するためには正しい知識が必要です。新たに法律が制定された食品ロスの問題を含め、市民や事業者に向けた情報提供や各種啓発活動に取り組んでいきます。

●具体的な取組例 ～クリンクル推進員～



市では1992年10月から、ごみに関する取組について、地域と市を繋ぐ役割を担う廃棄物減量等推進員（通称クリンクル推進員）を委嘱しています。クリンクル推進員はごみの分別や減量に関する知識の習得や自らがごみの分別や減量を具体的に実践するとともに、市との連絡調整や市の実施するごみ減量等に関する取組への参加・協力等に努めています。

●具体的な取組例 ～フードバンク～

フードバンクとは、品質には問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう食品を企業や個人から引き取り、必要としている福祉施設・団体や個人に無償で提供する活動です。近年、食品ロスや生活困窮の問題、企業の社会的責任への注目などを背景に全国に広がっており、社会福祉を向上させながら、食品ロスの削減し、環境負荷の低減にもつなげることができる取組です。

松戸市社会福祉協議会では、ご家庭や企業からの食品の寄付を受け付けています。お預かりした食品は、松戸市社会福祉協議会にて生活に困窮しているなどの相談者の支援に活用されるほか、フードバンクちばを経て県内の相談機関や福祉施設を通して必要としている人々に送られます。また、市内の法人民間団体等も生活困窮や子ども支援のフードバンク活動を行っています。



フードバンクは、食品ロスを削減し、企業や個人の社会貢献を推進する新しい食のサイクルの形です。フードドライブは、各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動です。

② ごみの再使用（リユース）

持続可能な社会を構築するためには、必要な範囲でものを生産し、長く大切に使用することで、資源の浪費を低減することが求められます。ものを修理して長く大切に使うことや、まだ使えるものは再使用し、ごみにならないようにする取組を推進します。

③ ごみの再生利用（リサイクル）

ごみの中には資源になるものが相当程度含まれているので、資源になるごみの分別を徹底することで、ごみの再生利用を推進します。

施策名	主な施策内容	主な担当課
①ごみの発生抑制 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量に関する情報提供 食ロス削減の推進 	廃棄物対策課 環境業務課
②ごみの再使用 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> リユースショップ等の活用促進 ごみの再使用の取組の促進 リユースに関する情報提供 	
③ごみの再生利用 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> 集団回収の促進 リサイクル可能なごみの分別促進 食品リサイクルの推進 	

2 廃棄物の適正処理

① 適正排出と効率的な収集体制の維持

松戸市ごみ処理基本計画に基づき、ごみの資源化の促進、適正処理の確保に加え、安定したごみの収集体制の維持、ごみ分別・排出ルールの周知を行います。

●具体的な取組例 ～家庭ごみの分け方出し方～



市では、家庭ごみの分け方出し方のチラシを毎年3月15日の新聞折り込み広告にて配布しています。

また、外国の方向けに、〔英語〕〔中国語〕〔韓国・朝鮮語〕〔ベトナム語〕の外国語版も作成しており、外国人も含めた市民にごみの分別方法が周知されています。

② 安定した処理体制の維持

ごみの安定的かつ効率的な処理を行うため、松戸市ごみ処理基本計画に基づき、廃棄物処理施設の適正な整備等を行い、安定した処理ができる体制を維持します。

③ 不法投棄対策の推進

生活環境を良好に保つため、不法投棄監視パトロールを継続し、必要に応じて警察等の関係機関と連携して対応します。地域から相談を受けた場合には、啓発看板を提供するなど、不法投棄の防止に努めます。



道路上への不法投棄

施策名	主な施策内容	主な担当課
①適正排出と効率的な収集体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> 適正排出の確保 安定した収集体制の維持 	廃棄物対策課 環境業務課
②安定した処理体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> 各廃棄物処理施設の適正な維持管理 	廃棄物対策課 日暮刈-センター 和名ヶ谷刈-センター
③不法投棄対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄監視パトロール 意識啓発活動 	環境業務課

4.3 自然環境の保全と生き物との共生

<みどりの多様な役割>

みどりは、都市環境の維持・改善、生き物の生存基盤、防災・減災、食料の生産、歴史・文化の継承、景観づくり、観光振興・にぎわい創出、観光・福祉、コミュニティづくり、教育・子育てなど、市民生活や事業活動に大きく関わる多様な役割を果たしています。また、われわれ人間は生物多様性とそれが維持するシステムの恩恵に依存して生活しています。

<グリーンインフラの推進>

国では、みどりを含めた自然環境（グリーン）の持つ様々な機能を積極的かつ有効に活用することで、課題の解決や持続可能な地域づくりを進めるための都市基盤（インフラ）やそのための考え方、取組である「グリーンインフラ」を推進していくことが、「国土形成計画」、「第4次社会資本整備重点計画」（いずれも2015年閣議決定）に盛り込まれました。

<生物多様性の保全>

生物多様性の危機に対し、2008年6月に施行された「生物多様性基本法」第13条に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」においては、「生物多様性を社会に浸透させる」ことが生物多様性施策の5つの基本戦略の一つに挙げられています。

<本市における課題と今後の方針>

本市では、21世紀の森と広場をはじめ、みどりとふれあうことのできる公園が整備され、都市部にありながら今もなお樹林地が残っている一方、市民の自然環境に対する意識は十分ではありません。そこで、次の世代に地域の豊かな自然環境を受け継いでいくために、今後は、大人から子どもまで幅広い世代が自然環境に関心を持ち、環境意識を高めていくことが必要です。

本分野では、自然環境の保全と生き物との共生の両方の観点から、公園、樹林地、水辺、農地などの豊かな自然環境を適正に管理し、利用を促進することで、自然とふれあう機会・場づくりに取り組むとともに、自然環境を生かした景観づくりを行います。

また、人間や生態系への悪影響を及ぼす特定外来生物に適切に対処を行っていくことで、人と生き物が適切に共存できる環境を目指します。

コラム

生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生きものが関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。しかし、「開発など人間活動による危機」、「自然に対する働きかけの縮小による危機」、「人間により持ち込まれたものによる危機」、「地球環境の変化による危機」という4つの危機によってたくさんの生きものたちが危機に瀕しています。



出典：環境省ウェブページ

市民・事業者の役割

市民・事業者が主体となって進める取組について、主なものを示します。

<市民の役割>

- 住宅の庭でみどりを育てる。
- 地域の緑化活動等に協力する。
- 公園や河川などのみどりや生き物を大切にす。
- 自然観察会や自然との触れ合いの場に参加する。
- 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を入れない、捨てない、拡げない。
- 地産地消によって地域の農業を応援する。



<事業者の役割>

- 事業活動による自然環境への負荷の低減に努め、開発行為に際しては自然環境が保たれるように配慮する。
- 生け垣の設置や人工地盤を用いた屋上緑化、壁面緑化など、事業所敷地内の緑化に努める。
- 地域の緑化活動等に協力する。
- 自然観察会などの自然との触れ合いの場として、事業所敷地内の緑地の公開に協力する。
- 地産地消によって地域の農業を応援する。

市の施策

1 自然環境の保全

① みどりの保全・管理、緑化推進

樹林地保全制度等を活用し、みどりの保全を進めるとともに、樹林地の所有者や里やまボランティアとの連携により、樹林地の維持管理と利活用を進めます。また、松戸市における宅地開発事業等に関する条例に基づき、宅地開発事業等に該当する事業を行う場合の敷地内緑化を促進します。

●具体的な取組例 ～オープンフォレスト in 松戸～



「オープンフォレスト」は、「オープンガーデン」を倣った造語で、里やまボランティア活動が行われている民有地の森を、森の所有者の協力を得て毎年春に公開するイベントです。

里山のみどりを利活用し、新たな森のライフスタイルの価値を創造していくことを目指しています。

② 公園の適正な管理・利用促進

21世紀の森と広場をはじめとした公園や広場、こどもの遊び場の整備や管理を進めます。また、公園の愛護団体への活動支援や公園再整備の際に行う地域住民とのワークショップなどを通じて、市民団体等と連携し、地域に密着した公園づくりを進めます。

③ 豊かな水辺の保全・管理

洪水などの水害を防ぐため河川の保全を行うとともに、自然環境に配慮した河川や市民の水辺とのふれあいの場である親水広場などの整備、維持管理に取り組みます。また、市民の河川愛護活動などを支援します。



春雨橋親水広場



坂川親水広場

④ 農地の保全、利用促進

松戸市都市農業振興計画に基づき、農地の流動化・集積の促進、生産緑地制度の活用等による農地の保全に取り組みます。また、地産地消や農産物のブランド化を促進するほか、市民の農業に対する理解の醸成等を図るため、体験農園、観光型オーナー農園、市民農園などで農作業の体験機会を提供します。

●具体的な取組例 ～松戸産農産物のブランド化～



市では、市内で生産された農産物の販路拡大及び安定供給を図り、効率かつ安定的な農業経営基盤の強化に役立てるため、「シンボルマーク」（左図：みのりちゃん）・「キャッチフレーズ：松戸いきいき地場野菜（果実）」の表示による松戸産農産物の高付加価値化（ブランド化）の推進を図っています。また、併せて「地産地消」も推進しています。

●具体的な取組例 ～市民農園～

農園利用方式に基づき、農地所有者自身が農園を開設し運営する市民農園が、市内に23農園（2021年4月現在）開設されています。これは、農地所有者と農園を利用する皆さんが直接契約を結び、農地を利用し農業を体験するものです。

市民農園は、市民が農業と触れあう場となるだけでなく、利用者同士が野菜の作り方などの情報交換をしたり、コミュニティの活性化にも寄与しています。



●具体的な取組例 ～観光型オーナー農園～



市では、市民が松戸の農業と触れ合い、農業や農地についての理解を深めるため、野菜の生育状況を楽しみながら収穫体験ができる、オーナー農園の取組を進めています。

えだまめやほうれんそうなどのオーナー農園では、毎年多くの参加者が収穫を楽しんでおり、市民が農と親しむ場となっています。

⑤ 地域のみどりを生かした景観づくり

地域の景観をより魅力的なものとするため、みどりの基本計画をはじめ、松戸市景観基本計画や松戸市景観計画などに基づき、みどりを生かした景観づくりに取り組みます。



矢切の渡し（江戸川）



新坂川桜並木

施策名	主な施策内容	主な担当課
①みどりの保全・管理、緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地保全制度を活用したみどりの保全 ・保全等活動団体への支援 ・市街地整備に伴うみどりの再編 	みどりと花の課 住宅政策課 街づくり課 都市計画課
②公園の適正な管理・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公園の整備 ・公園の維持・管理の充実 ・地域住民と連携した公園の魅力アップ検討と利用促進 	公園緑地課
③豊かな水辺の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の散策路の整備・管理 ・親水広場・湧水などの整備・管理 ・雨水浸透施設の設置促進 	河川清流課 みどりと花の課
④農地の保全、利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の利用促進 ・生産緑地制度活用の推進 ・都市農業の多様な機能の推進 	農政課 みどりと花の課
⑤地域のみどりを生かした景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面林、水辺、農などの特性を生かした景観づくり ・市街地特性に応じた緑と調和する都市景観の形成 	都市計画課

2 生き物との共生

① 生き物の生息できる環境の保全

生き物が生息するためのまとまりのある樹林地や公園、水辺空間など環境を保全します。

市民の生き物との共生に対する理解や関心を深めるため、自然観察会や自然と触れ合う機会を通じて意識啓発に取り組みます。

●具体的な取組例 ～ドンちゃんグリちゃんの自然展～



2013年度以来、21世紀の森と広場にて、「夏休み自然発見！ドンちゃん・グリちゃんの自然展」を開催しています。

生き物の展示や虫の観察会など、様々な催しを通じて、松戸にもたくさんの生き物がいる、貴重で魅力的な自然があることを紹介しています。ドンちゃん・グリちゃんの自然展は、毎年、たくさん子どもたちが生き物や自然と触れ合う機会となっています。

② 外来生物対策、情報提供

外来生物の中には、生態系のみならず、人間へ悪影響を及ぼす生き物がおり、対応を必要とするものもいるため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって特定外来生物として指定されています。これらの特定外来生物等による被害を防ぐため、情報の蓄積や市のウェブサイトなどを通じた情報発信を行います。

施策名	主な施策内容	主な担当課
①生き物の生息できる環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会等の実施 	環境政策課 みどりと花の課 公園緑地課 河川清流課
②外来生物対策、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 外来生物の情報の蓄積 外来生物に関する普及啓発・情報発信 	環境政策課

4.4 安全・安心で快適な生活環境の保全

<都市・生活型公害>

市民が健康に生活できる生活環境を良好に維持することは、市民生活や事業活動の基盤となるものです。

産業型公害としての大気汚染や水質汚濁などについては対策が進み、一定の改善がなされてきました。一方、社会情勢や生活様式の変化に伴い、自動車公害や近隣騒音など、都市生活に起因する問題が起きています。また、アスベストやダイオキシン類などの有害物質、広域的な問題であるPM2.5（微小粒子状物質）などによる環境汚染もクローズアップされています。

<本市における課題と今後の方針>

本市では、大気環境や水環境の監視を継続するとともに、市民へのわかりやすい情報提供を進めていく必要があります。また、適切な管理が行われていない空家では、防災・防犯機能の低下、ごみなどの不法投棄等の誘発、火災発生の懸念、景観・風景の阻害など、多岐にわたる問題が懸念されます。

本分野では、健康で快適な暮らしを確保するため、大気環境・水環境を保全すると共に、騒音、振動、悪臭対策や美化活動の推進、空家対策などに取り組みます。

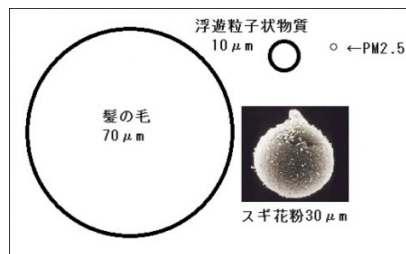
コラム

PM2.5

大気中には、様々な大きさの粒子状物質が浮遊しています。その中で大気中に長時間留まっているものを「浮遊粉じん」と言います。この浮遊粉じん中に、環境基準が設定されている粒径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の 1) 以下の「浮遊粒子状物質 (SPM)」と粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の「微小粒子状物質 (PM2.5)」が含まれます。

PM2.5 は非常に小さく、肺の奥まで届くことから浮遊粒子状物質よりも健康影響が懸念されています。

大きさを髪の毛等と比較すると図のようになり、PM2.5 の大きさは、髪の毛の太さの約 30 分の一、スギ花粉の約 10 分の一です。



出典：千葉県ウェブサイト

市民・事業者の役割

市民・事業者が主体となって進める取組について、主なものを示します。

<市民の役割>

- 調理くずや油などをそのまま生活排水として流さないなど、日常の中で、水を汚さないように注意する。
- 騒音・振動・悪臭等による近隣への影響を発生させないように心がける。
- 急発進、急加速、空ぶかしはやめ、アイドリングストップを心がける。
- ポイ捨て禁止などのマナーを守り、地域の美化活動に協力する。
- 空家の適切な管理に努める。



<事業者の役割>

- 大気や水質、騒音・振動等の規制基準を遵守する。
- 自主的な環境の監視体制の整備を検討する。
- 工場・事業場の騒音・振動対策を進め、適正な施設管理を行う。
- 飲食店など水をよく使う事業所においては、できるだけ水を汚さない工夫を行うとともに、汚れた水や余った料理・油などを道路側溝に流さないようにする。
- 急発進、急加速、空ぶかしはやめ、アイドリングストップを心がける。
- 地域の美化活動に協力する。

市の施策

1 環境汚染の防止

① 大気環境の保全

大気汚染の常時監視を行うとともに、市民への情報提供及び注意喚起を行います。ばい煙発生設備等を持つ事業場に対しては、法令等に基づく立入検査を実施し、排出基準の遵守等の指導を行います。大気環境については広域的な問題であることから、国や県などの動きなどを情報収集するとともに、継続監視し、市民へのわかりやすく情報提供します。

●具体的な取組例 ～大気環境に関する意識啓発～

冬期は、気象条件の影響等により空気がよどみやすく、大気汚染物質濃度が高くなる傾向にあります。市では、以下のような自動車や暖房器具の適正使用を呼びかけています。

- ・荷物の積み下ろしや人待ちなどで駐停車するときは、エンジンを止めましょう。
- ・不要なアイドリングはやめましょう。
- ・急発進、急加速、空ぶかしはやめましょう。



② 水環境の保全

公共用水域については、常時監視により実態把握を行います。規制対象となる事業場に対しては、法令等に基づく立入検査を実施し、排水基準の遵守や基準を超過した際の指導を行います。地下水についても常時監視を行うとともに、事業場に対しては必要に応じて、法令等に基づく立入検査を実施します。また、公共下水道の整備や接続促進に取り組みます。

③ 土壌汚染への対策

土壌汚染防止のため、土壌汚染対策法の周知を図り事業実施の際に届け出を受けるとともに、必要な指導を行います。

施策名	主な施策内容	主な担当課
①大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染の常時監視 大気汚染防止法に基づく事業場への立入検査、指導 	環境保全課
②水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域の水質の常時監視 地下水の水質の常時監視 生活排水対策に関する啓発 水質汚濁防止法に基づく事業所への立入検査、指導 公共下水道の整備、管理、接続促進 	環境保全課 下水道整備課 下水道維持課
③土壌汚染への対策	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法に基づいた指導 	環境保全課

2 健康で快適な暮らしの確保

① 騒音・振動・悪臭等への対策

市内の環境騒音の実態把握をするとともに、鉄道や航空機の騒音の調査を行います。また、必要に応じて自動車騒音、道路交通振動の調査を実施します。工場・事業場に対しては、法令等に基づく立入検査を実施し、規制基準の遵守等の指導を行います。悪臭については、工場その他の事業場に対して法令等に基づく立入検査を実施し、規制基準の遵守等の指導を行います。

② 都市空間の美化

美しく快適な都市空間づくりのため、市民・事業者との連携による地域の公園や道路、河川等の清掃活動など、環境美化活動を推進します。ごみのポイ捨てや歩きタバコの禁止など、ルールの遵守やマナーの向上に向けた意識啓発に取り組みます。

また、適切な管理が行われていない空家については、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、松戸市空家等対策計画に基づき適正管理や利活用を促進します。

● 具体的な取組例 ～松戸市空家等対策計画～

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 6 条の規定に基づき、本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進していくため「空家化の予防・発生抑制」、「空家等の適正管理の促進」、「空家等の利活用の促進」、「管理不全な空家等の解消」、「跡地の利活用の促進」、「推進体制の強化」の 6 つの施策を柱とした「松戸市空家等対策計画」を策定しました。

施策名	主な施策内容	主な担当課
①騒音・振動・悪臭等への対策	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動の現状調査 工場・事業場における適切な指導 	環境保全課
②都市空間の美化	<ul style="list-style-type: none"> ごみのポイ捨てや歩きタバコの禁止など、ルールの遵守やマナーの向上に向けた啓発 空家の適正管理や利活用の促進 	市民安全課 廃棄物対策課 河川清流課 住宅政策課

4.5 環境学習と環境活動の推進

<環境学習・環境活動の高まり>

環境負荷の少ない持続可能な社会を実現させるためには、環境に関する一人ひとりの日々の心がけが重要であり、その基礎となる環境学習を進めることに加え、市民・事業者・市など多様な主体が連携し、環境活動に取り組むことが重要です。

各分野に関連した環境活動や環境学習については、2003年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されました。その後、その改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が2011年に制定されました。千葉県においては、環境学習だけではなく、環境保全活動や環境保全の意欲の増進、協働の取組に関する施策などを盛り込んだ「千葉県環境学習等行動計画」を2020年3月に新たに策定しています。

このように、情報提供や人材の確保、活動に参加できる仕組みづくりなどの取組が進み、環境保全を担う人づくりを進める機運が高まってきています。

<本市における課題と今後の方針>

本市においても、今はまだ環境学習や環境活動に取り組んでいない人や環境に対して関心の薄い人を含め、大人から子どもまで幅広い世代に、学習の場や情報を提供していく必要があります。

本分野では、市民・事業者・市の各主体が環境に関する理解を深めるために、様々な媒体を駆使し、情報提供や意識啓発を行い、環境学習を促進します。

市民・事業者の役割

市民・事業者が主体となって進める取組について、主なものを示します。

<市民の役割>

- 環境問題に関心を持ち、環境学習出前講座やパートナー講座などを利用して環境について積極的に学ぶ。
- 日常生活の中で、ごみの減量や資源化、省エネルギー対策など環境に配慮した行動を継続的に行う。
- 地域の清掃活動や環境活動、イベントなどに参加する。
- 自らの知識や体験などを生かして、地域の環境活動を推進する。



<事業者の役割>

- 環境学習出前講座やパートナー講座などを利用し、事業所において環境について積極的に学ぶ。
- 事業活動の中で、省エネルギー対策やごみの減量や資源化、地域の環境保全など環境に配慮した取組を継続的に行う。
- 地域の清掃活動や江戸川クリーン大作戦など、環境活動やイベントなどに参加する。

市の施策

1 環境学習の推進

① 環境学習の機会の充実

市民が多く集まるモリヒロフェスタなどの各種イベント等において、環境に関する意識啓発を行います。また、環境学習出前講座では、市民や事業者を対象とするものだけでなく、子どもを対象としたごみツアー（廃棄物処理施設の見学）を開催するなど、大人から子どもまで幅広い世代が環境について学べる機会を提供します。

さらに、学校における環境学習を実践するなど、様々な主体と連携しながら環境学習の機会を充実します。



イベントにおける意識啓発



ごみツアー

●具体的な取組例 ～21世紀の森と広場における自然観察会～

21世紀の森と広場には、湿地の生き物への影響を最小限にするため、人の利用を制限しているエリア「自然生態園」にて、自然解説員と一緒に自然生態園内の木道を歩きながら観察する「湿地の観察会」を行っており、市民が自然環境について学ぶことができる場となっています。



② 子どもたちが自然と触れあう機会の創出

子どもたちにとって自然と触れあう原体験は重要とされており、市民のニーズも高まっています。21世紀の森と広場をはじめとした公園やこどもの遊び場※、水辺などの市内の身近な自然環境を活かし、季節に応じた様々なイベントの企画や農業体験などを通して、子どもたちが遊びの中で自然と触れあうことのできる機会をつくります。

※こどもの遊び場：市内において、都市公園の補完施設として、周辺に公園がない場所にこどもの遊び場を設置しています。基本的に遊具等は設置せず、こどもが自由に遊ぶための広場として開放しています。

●具体的な取組例 ～森のこども館～



21世紀の森と広場内の「森の工芸館」を主体に、2013年度より「森のこども館」を開催しています。森の中で自然を感じながら木の葉の工作や木のツルを使った輪投げ等の遊びを通じて「自然を感じ、自然とふれあえる場」を提供しています。

その他にも、イベントとして、木のハンモックや広場内探検を行う「森のこどもまつり」を千葉大学と連携して開催しています。

●具体的な取組例 ～農園こどもの遊び場～

市内小学生親子を対象に、矢切地区にある「坂下ほんでんこどもの遊び場」にて一年間通じて「植え付け・土寄せ・収穫」作業を行い、松戸市の特産品「矢切ねぎ」を育てるイベントを実施しています。

青少年相談員矢切支部の協力のもと、子ども達が土や作物に触れ、普段の生活では、体験することが難しい「自然体験ができる場」を提供しています。



③ 環境学習に関する情報発信

多様な主体の環境学習を支援するため、市ウェブサイトなど様々な機会や媒体を活用し、環境学習に関する情報の発信を行います。

施策名	主な施策内容	主な担当課
①環境学習の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 環境について学べる講座の開催 各種イベントの開催、参加促進 学校における環境学習の実践 自発的な学習の支援 	環境政策課 環境保全課 環境業務課 廃棄物対策課 生涯学習推進課 公園緑地課 みどりと花の課 教育企画課
②子どもたちが自然と触れあう機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> 森の工芸館を活用した森のこども館の開催 常盤平児童福祉館においての自然体験行事の実施 地域の特性にあったこどもの遊び場を活用した自然体験活動の実施 	子どもわかもの課
③環境学習に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体を活用した環境学習情報の発信 	各課対応

2 環境活動の推進

① 環境活動の機会の充実

市内の環境活動を進めるためのイベント等を開催し、市民や事業者が地域の環境について考えるきっかけをつくります。また、中学校における地域の清掃活動の推進をはじめ、市民・事業者・市内大学などの教育機関等の様々な主体と連携しながら、身近な環境活動の機会づくりを進めます。

さらに、公園緑地の愛護活動団体や花いっぱい運動活動団体など、地域の環境保全に貢献する活動を行っている団体を支援します。市内で活動している市民や事業者同士の情報交換や連携を促進する仕組みづくりを進めます。

●具体的な取組例 ～市民ぐるみでクリーンデー～

市民ぐるみでクリーンデーは、町会・自治会やボランティア団体、民間業者と協力し、毎年5月と10月の合計2回開催しています。地域の公園や道路などの公共スペースや松戸駅周辺の清掃を行っています。



② 市民・事業者との連携

環境活動団体等と連携し、環境活動イベント等を実施します。また、協働事業提案制度※や市民活動助成制度※※などにより、環境に関する市民活動や協働を推進します。事業者に対しては、環境マネジメントシステム認証取得に関する助成など、環境に配慮した事業活動の仕組みづくりを促進します。

※協働事業提案制度：市民活動団体又は事業者の発想や手法を活かし、提案者と市が事業の企画から実施までを協力して行うモデル事業を募集する制度です。

※※市民活動助成制度：豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する公益性の高い市民活動を支援・促進するため、市民活動団体に活動助成金を交付する制度です。

●具体的な取組例 ～まつど市民活動サポートセンター～

まつど市民活動サポートセンターは、地域課題の解決に取り組む市民活動を支援し、広く分野や領域を超えた参画と協働を推進する拠点となっています。

2004年の開設以降、様々な市民活動の立ち上げ支援を行い、市民・団体・行政・企業をつなぐ個別サポートに取り組んでいます。現在500以上の団体が登録しています。



③ 環境活動を担う人材の育成

環境活動を担う人材を育成し、市内の環境活動を活性化するため、様々な主体と連携し、里山ボランティア入門講座などの各種講座や研修などを実施します。



●具体的な取組例 ～里やまボランティア入門講座～

松戸の貴重な森を後世に残すため、森を守り、育てていくことを目的とした講座です。市民団体と行政との協働により 2003 年度より開催されています。この講座を修了し、会を立ち上げたグループが、「松戸里やま応援団」として、樹林地の所有者の理解のもと、里やま保全活動を行っています。

④ 環境活動に関する情報発信

多様な主体による自発的な環境活動を促進するため、広報まつどや市ウェブサイトなど様々な機会や媒体を活用し、環境活動情報の発信を行います。

●具体的な取組例 ～広報まつどによる情報発信～

広報まつどは毎月 1 日と 15 日に発行しています。広報まつどは新聞折り込みで配布するほか、新聞未購読世帯を対象に無料で宅配するサービスをはじめ、市役所・各支所・市民センターなどの市の施設、市内の各駅、市内のスーパーマーケットなどで配布するなど、市政情報として、環境に関する情報発信も行っています。



施策名	主な施策内容	主な担当課
①環境活動の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民向け環境活動イベントの実施 学校における地域の環境活動の実施 市民活動に対する支援（活動助成、保険制度） 市民・事業者の環境活動に対する表彰 環境活動を行う市民・事業者の交流の場づくり 	環境政策課 廃棄物対策課 みどりと花の課 河川清流課 市民自治課 教育企画課
②市民・事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> 環境活動イベントの開催 協働事業提案制度の活用促進 市民活動助成制度の活用促進 環境マネジメントシステム取得の支援 	環境政策課 みどりと花の課 公園緑地課 市民自治課 商工振興課
③環境活動を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア等の担い手育成（講座、研修） 	廃棄物対策課 みどりと花の課
④環境活動に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体を活用した環境活動情報の発信 	各課対応

第5章 計画の推進と進捗管理

5.1 計画の推進体制

本計画を着実かつ効果的に推進するため、次に示すような体制を整備します。

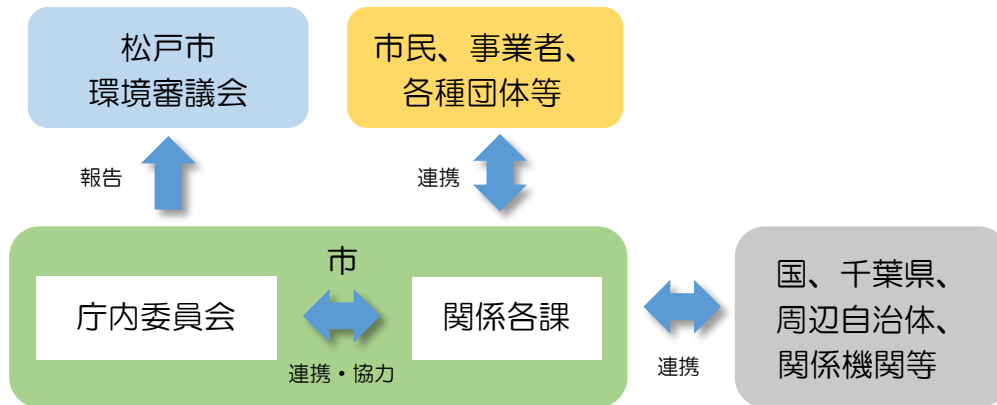


図 5.1 計画の推進体制

■ 市民、事業者、市の連携

主体的に行動する市民や事業者、各種団体、市それぞれが適切な役割分担のもと、連携しながら各種の取組を進めていきます。

■ 庁内委員会による計画の推進、進捗管理

庁内においては、環境施策に関係する課で構成される庁内委員会等の推進体制を活用し、計画を推進するうえで必要な部門間調整や各種の調査・検討等を行い、積極的に環境施策の実現を図っていきます。

■ 環境審議会への報告

外部の学識経験者や市内事業者、市民団体、公募市民で構成される環境審議会において、本計画の進捗状況を報告します。

■ 国、千葉県、周辺自治体、関係機関などとの連携

広域的な取組を必要とする事項については、国や千葉県、周辺自治体及び関係機関などとの連携を図ります。

5.2 計画の進捗管理方法

(1) 計画の進捗管理

計画の進捗管理は、PDCA サイクル (Plan→Do→Check→Act) の考え方に基づき、毎年度、庁内委員会にて行います。

(2) 計画の評価

計画の評価に関しては、第3章で示した4つの基本目標毎に関連する個別計画の進捗状況をもって評価します。

【基本目標 1】 地球温暖化対策の推進

評価手法：「松戸市地球温暖化対策実行計画」の進捗状況をもって評価します。

※参考までに「松戸市地球温暖化対策実行計画」で設定している指標を示します。



【基本目標 2】 資源循環型社会の構築

評価手法：「松戸市ごみ処理基本計画」の進捗状況をもって評価します。

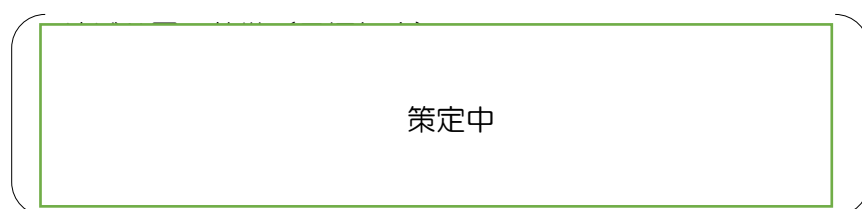
※参考までに「松戸市ごみ処理基本計画」で設定している指標を示します。



【基本目標 3】 自然環境の保全と生き物との共生

評価手法：「松戸市みどりの基本計画」の進捗状況をもって評価します。

※参考までに「松戸市みどりの基本計画」で設定している指標を示します。



【基本目標 4】安全・安心で快適な生活環境の保全

評価手法：大気、水質、騒音などの環境基本法で設定している環境基準の達成状況をもって評価します。

※市内の大気汚染監視測定局（SO_x3 箇所、NO_x4 箇所）、河川水質測定地点（2 箇所）、環境騒音測定地点（24 箇所）全てで環境基準を達成することを目指しています。

資料編

1.1 計画策定の経緯

日付	内容
2019年7月18日(木)	第1回松戸市環境基本計画庁内検討委員会 ・松戸市環境基本計画の検討について
2019年8月23日(金)	令和元年度第1回松戸市環境審議会 ・松戸市環境計画の総括評価について ・松戸市環境基本計画の検討について(諮問)
2019年10月28日(月)	第2回松戸市環境基本計画庁内検討委員会 ・松戸市環境基本計画素案について
2019年11月19日(火)	令和元年度第2回松戸市環境審議会 ・松戸市環境基本計画素案について
2020年2月10日(月)	第3回松戸市環境基本計画庁内検討委員会 ・松戸市環境基本計画素案について
2020年2月19日(水)	令和元年度第3回松戸市環境審議会 ・松戸市環境基本計画素案について
2021年2月17日(水)	令和2年度第3回松戸市環境審議会 ・松戸市環境基本計画の期間延長について
2021年7月15日(木)	第4回松戸市環境基本計画庁内検討委員会 ・松戸市環境基本計画素案について
2021年10月11日(月)	令和3年度第2回松戸市環境審議会 ・松戸市環境基本計画素案について
2021年 月 日()	第5回松戸市環境基本計画庁内検討委員会 ・
2022年 月 日()	令和3年度第3回松戸市環境審議会 ・

1.2 環境審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属・役職名	備考
学識経験を有する者	本條 毅	千葉大学大学院園芸学研究科教授	
	坂本 一憲	千葉大学大学院園芸学研究科教授	
	古井 恒	流通経済大学 流通情報学部教授	
	山田 千香子	聖徳大学心理・福祉学部教授	
	新 玲子	千葉県松戸健康福祉センター長	2021年3月31日まで
	金井 要	千葉県松戸健康福祉センター長	2021年4月1日から
産業界を代表する者	増田 孝	松戸商工会議所（建設業部門）	2019年12月1日まで
	松田 茂一	松戸商工会議所（建設業部門）	2019年12月2日から
	森田 雅久	松戸商工会議所（運輸交通部門）	2019年12月1日まで
	湯浅 康弘	松戸商工会議所（運輸交通部門）	2019年12月2日から
	椎名 憲一	松戸商工会議所(商業部門)	2019年12月1日まで
	杉浦 正実	松戸商工会議所(商業部門)	2019年12月2日から
	小林 辰幸	松戸商工会議所（工業部門）	2019年12月2日まで
	大越 徹朗	松戸商工会議所（工業部門）	2019年12月2日から
	秋谷 暢彦	とうかつ中央農業協同組合 常務理事	
市民組織を代表する者	曾宮 祐三	坂川とまちづくり市民の会 会長	
	野口 功	松戸里やま応援団代表	2020年9月30日まで
	藤田 隆	緑のネットワーク・まつど	2020年10月1日から
	大和 治枝	メイク松戸ビューティフル	
市民	長濱 和代	公募市民	2020年9月30日まで
	秋山 和敏	公募市民	2020年9月30日まで
	安達 和之	公募市民	2020年10月1日から
	平野 将人	公募市民	2020年10月1日から

1.3 庁内検討委員会名簿

区分	所属		2019 年度	2020 年度	2021 年度
委員長	環境部長		丸岡 新一	市毛 一己	市毛 一己
副委員長	環境部	環境政策課長	門倉 隆	門倉 隆	門倉 隆
委員	総務部	危機管理課長	田嶋 和彦	柳下 浩司	柳下 浩司
	市民部	市民自治課長	宮間 恵美子	土屋 由美子	土屋 由美子
	経済振興部	商工振興課長	小川 哲也	秋庭 良一	秋庭 良一
		農政課長	岡野 衛	加藤 広之	加藤 広之
	環境部	廃棄物対策課長	海老沢 健司	海老沢 健司	関戸 洋史
		環境保全課長	持田 将	田嶋 和彦	田嶋 和彦
	健康福祉部	健康福祉政策課長	佐野 洋	福井 進吾	飯野 幸子
		地域福祉課長	福井 進吾	清水 二郎	清水 二郎
	子ども部	子ども政策課長	板花 克	板花 克	板花 克
		子どもわかもの課長	藤谷 隆	大川 潤	大川 潤
	街づくり部	都市計画課長	谷口 武	谷口 武	湯浅 勝
		街づくり課長	小林 清	小林 清	小倉 慎一
		新拠点整備課長	渡辺 直	渡辺 直	川鍋 健一
		交通政策課長	真嶋 一博	小倉 慎一	鈴木 亜佐子
		住宅政策課長	児嶋 秋雄	岡田 卓	岡田 卓
		みどりと花の課長	岸 秀一	岸 秀一	岸 秀一
		公園緑地課長	田辺 久人	斉藤 寛之	布施 優
	建設部	河川清流課長	菊池 謙次	菊池 謙次	渡辺 直
		下水道整備課長	宇佐美 明彦	児嶋 秋雄	児嶋 秋雄
	生涯学習部	教育企画課長	菊地 治秀	菊地 治秀	川野 康仁
生涯学習推進課長		橋本 貢一	藤谷 隆	藤谷 隆	

1.4 用語集

あ行	
アスベスト	石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれている。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去などにおいて所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。
ウォームビズ	暖房時の室温を 20℃で快適に過ごすライフスタイル。暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、CO ₂ の発生を削減し地球温暖化を防止することを目的としている。
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きをするガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）、三ふっ化窒素（NF ₃ ）が規定されている。
か行	
環境基準	環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組み。
規制基準	法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準。工場などはこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。
気候変動枠組条約締約国会議（COP）	1992 年に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）は同条約に基づき、1995 年から毎年開催されている。
協働	市民・NPO・事業者、行政などの各主体が、目的を共有し、対等な関係で連携・協力することにより、共通する課題の解決にあたる取組。
京都議定書	1997 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で合意されたもので、先進国の拘束力のある削減目標（2008 年～2012 年の 5 年間で 1990 年に比べて日本-6%、米国-7%、EU-8%など）を明確に規定し、世界全体での温室効果ガス排出削減の大きな一歩を踏み出すものとなった。2002 年に我が国も同議定書を締結し、2005 年 2 月に同議定書は発効した。
クールビズ	地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、様々な工夫をして夏を快適に過ごすための取組。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。
光化学オキシダント	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO _x ）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。
公共用水域	水質汚濁防止法第 2 条で定義されており、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の目

	的に用いられる水域及びこれに接続する公共溝渠（主に排水や給水のための溝状の水路）、かんがい用水路その他公共の目的で用いられる水路をいう。下水を処理する終末処理場を設置している下水道は、公共用水域に含まれない。したがって、終末処理場に接続していない分流式下水道の雨水管や都市下水道は公共用水域である。
さ行	
再生可能エネルギー	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律で、「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。
市街化区域	既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
循環型社会	ごみをなるべく出さずに、物質資源の再使用や廃棄物の再利用で、天然資源の消費量を減らし、環境負荷をできるだけ少なくした社会。
生産緑地	良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る制度によって指定されたもの。
生態系	自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。
生物多様性	生物多様性基本法では、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを「生物の多様性」という。人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。
生物多様性国家戦略2012-2020	2010年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、2011年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、2012年9月に閣議決定したもの。
た行	
ダイオキシン類	一般に、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB、またはダイオキシン様PCBとも呼ばれている。）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。1999年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めて“ダイオキシン類”と定義された。
脱炭素社会	人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。
地球温暖化	人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO2）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。
は行	
パリ協定	京都議定書以来18年ぶりに採択された、新たな法的拘束力のある気候変動対策に関する国際的な合意文書。国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などが掲げられている。

微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5 μ m(マイクロメートル： μ m=100万分の1m)以下の小さな粒子状物質のこと。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾルなど)のうち粒径が10 μ m以下のものをいう。
や行	
要請限度	騒音規制法及び振動規制法では自動車騒音及び道路交通振動の限度を定めており、この限度を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、騒音は千葉県公安委員会に、振動は千葉県公安委員会又は道路管理者に対処を要請することができる。
ら行	
緑被率	樹林地、農地、公園緑地などみどりで覆われた土地(緑被地)の面積を地域の行政面積で除した割合。

松戸市環境基本計画

〇〇〇〇（令和〇）年〇月

発行

松戸市

〒271-8588

松戸市根本 387 番地の 5

電話 047-366-1111

編集

松戸市 環境部 環境政策課